平成２８年第２回美幌町議会定例会会議録

平成２８年３月　８日　開会
平成２８年３月２５日　閉会

平成２８年　３月１１日　第４号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　議案第２３号～第４５号

○出席議員

１番　髙　橋　秀　明　君	２番　大　江　道　男　君
３番　新　鞍　峯　雄　君	４番　上　杉　晃　央　君
５番　稲　垣　淳　一　君	６番　戸　澤　義　典　君
７番　早　瀬　仁　志　君	８番　岡　本　美代子　君
９番　坂　田　美栄子　君	副議長１０番　吉　住　博　幸　君
１１番　橋　本　博　之　君	１２番　中　嶋　すみ江　君
１３番　古　舘　繁　夫　君	議　長１４番　大　原　　昇　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂　聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木　斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤　明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西　順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國　求君	事務連絡室次長	小南　徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤　憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君

スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西　俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本　勝君	議事係	寺田　好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２８年第２回美幌町議会定例会第４日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、５番稲垣淳一さん、６番戸澤義典さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　議案第２３号から
議案第４５号まで

○議長（大原　昇君）　日程第２　議案第２３号財産の貸付についてから議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２３件を議題といたします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に、要点をお願いいたします。

経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　議案の１７０ページをお開き願います。

議案第２３号財産の貸付についてを御説明申し上げます。

地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき、次のとおり財産を時価よりも低い価格及び無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

記以下について御説明いたします。

１、時価よりも低い価格で貸し付けする財産につきましては、土地の合計が２７９．４７ヘクタール、そのうち、放牧並びに採草地２３０ヘクタール、構内地１０．６ヘクタール、渓流保山林地３８．８７ヘクタールであります。所在は、美幌町字古梅６０７番地の１、６０７番地の２であります。時価価格は９８万３，８３７円（年額）、貸し付け価格は５０万円（年額）であります。

２、無償で貸し付けする財産につきましては、建物・構築物は１７１ページ、別紙１の「無償貸付財産：建物、構築物一覧」の２５項目、物品は１７２ページ、別紙２の「無償貸付財産：物品一覧」の４７項目、所在はいずれも美幌町字古梅６０７番地の１、６０７番地の２であります。

３、貸し付けの相手方でありますが、千葉県山武市横田１９１番地有限会社ワタミファーム代表取締役社長磯野健雄氏でございます。

４、貸し付けの目的でありますが、美幌峠牧場の施設の貸借に伴い、時価よりも低い価格及び無償で上記相手方に貸し付けすることにより、円滑な牧場運営を図ることで、預託される方々に従来と同様の預託内容の確保を図ることを目的とするものであります。

５、貸し付けの条件は、あくまでも土地・建物・構築物及び物品は、峠牧場機能

に資する用途以外に使用しないことを条件とするものであります。

６、貸付期間は、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの１年間とするものであります。

この貸し付けにつきましては、平成２５年５月１日から平成２８年３月３１日までの３年間を期間として、今回と同じ内容で同じ相手方と行っておりましたが、相手方が国庫補助事業を活用した施設整備事業を計画しており、現時点におきましては、事業採択の内示や決定が示されておりませんことから、今回の貸し付け期間は１年間として御提案申し上げるものであります。

以上、財産の貸付について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の１７３ページになります。

議案第２４号美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定について御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定に基づき、美幌町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めるということで、内容につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の６ページをお開きいただきたいと思います。

また、別冊で美幌町過疎地域自立促進市町村計画（案）を配付させていただいておりますので、これもあわせて参考としていただきたいと思います。

参考資料の６ページ、資料６（議案第２４号関係）美幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてでございます。

策定の目的につきましては、過疎地域の法定要件の見直しにより、平成２６年度から本町が新たに過疎地域の指定を受けたことに伴いまして、国の財政上の優遇措置を活用するため、平成２８年度から平成３２年度の５カ年を計画期間とする美幌町過疎地域自立促進市町村計画を定め、自立促進に向けた取り組みを進めようとするものでございます。

計画の内容でございます。

計画書の１ページから１１ページについては、基本的事項といたしまして、町の概況、自立促進の基本方針、計画期間等について記載をしているところでございます。

計画書の１２ページからは、産業の振興を初めとして、それぞれ各分野における現況及び問題点とその対策並びに事業計画について記載をしておりまして、市町村計画（案）の５６ページのその他地域の自立促進に関し必要な事項まで九つの分野について掲載をしているところでございます。

５７ページから８４ページに過疎地域自立促進特別事業ソフト分の内容等について記載をしているところでございます。

本計画に登載いたします事業は、ハード５７本、ソフト９６本、計１５３本となっております。

なお、本計画の策定については、町議会議決後の４月に、国へ本計画を提出する予定となっているところでございます。

根拠法令につきましては、７ページに記載のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　議案の１７４ページをお開き願います。

議案第２５号オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更についてを御説明申し上げます。

地方自治法第２５２条の２の２の規定により、オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約を次のように変更する。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の８ページをお開き願います。

資料７（議案第２５号関係）であります。

改正目的でありますが、平成２８年４月より、国営美女地区かんがい排水事業で整備されました大空町女満別にあります本郷排水機場の維持管理を美幌町と大空町で行うこととなりますが、この維持管理を既に美幌町と大空町で農業用用水管理、古梅ダムのかんがい用水の管理でありますが、この事務を共同して管理し、執行しておりますオホーツク東部広域農業水利管理協議会において農業用排水管理に関する事務をあわせて行うこととなりましたので、規約の一部を変更しようとするものであります。

改正の内容でありますが、第１条及び第４条中、農業用用水を農業用用排水に改めるものであります。

根拠法令は地方自治法であります。

施行日は、平成２８年４月１日からであります。

なお、規約の新旧対照表は９ページに添付しております。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　続きまして、議案１７５ページ、議案第２６号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の１０ページをお開きいただきたいと思います。

資料８（議案第２６号関係）、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてでございます。

制定目的につきましては、今回の条例制定については、昭和３７年に制定されました行政不服審査法が、国民の権利、利益の救済を図るべく、約５０年ぶりに全面改正が行われたことから、本町において関係する複数の条例を改正すべく、この条例をもって関係する条例の改正を図るものでございます。

制定内容でございます。

今回の法改正により、町条例で改正が必要となるものについては全部で１０本の条例がありますが、まず、美幌町附属機関に関する条例の一部改正では、大きな改正内容といたしまして、一つ目に、美幌町附属機関に美幌町行政不服審査会を追加、二つ目といたしましては、条例第１０条で規定する守秘義務を委員が違反した場合の罰則規定の追加、その他の改正につきましては、新法に基づく手続に対応させるための改正と文言整理でございます。

二つ目の条例の美幌町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、美幌町行政不服審査会委員報酬について、弁護士となる資格を有する委員について１万４，７００円を、その他の委員については１万２，０００円の委員報酬を追加する改正でございます。

次に、美幌町情報公開条例、美幌町個人情報保護条例及び美幌町特定個人情報保護条例の３条例の一部改正につきましては、それぞれの条例に基づく処分について、新法に基づく手続等の規定について改正を図るものでございます。

続きまして、美幌町手数料徴収条例の一部改正につきましては、資料の写しの交付に係る手数料を国の規定に準じて定めるものでございます。

次に、美幌町行政手続条例の一部改正でございますけれども、今回の改正を含め、行政手続法の規定に準ずる改正を行うものでございます。

次に、美幌町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、行政不服審査法の改正に伴います条例番号等の整理を行うものでございます。

最後に、美幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、法に基づき規

定をしております提出書面の改正をあわせて行うものでございます。

根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日につきましては、行政不服審査法施行日と同じ、平成２８年４月１日でございます。

なお、１１ページから３５ページまで、各条例改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案１８７ページ、議案第２７号番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

番号法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の３６ページをお開きいただきたいと思います。

資料９（議案第２７号関係）、番号法施行条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

制定目的につきましては、マイナンバーを利用できる事務に、ひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務を追加及び文言の整理を図るものでございます。

制定内容につきましては、ひとり親家庭等の母または父及び児童に対する医療費の助成に関する事務を追加することによりまして、この事務で使用する五つの特定個人情報について規定を図るものでございます。

その他につきましては、文言の整理を図るものでございます。

根拠法令につきましては、参考資料に記載のとおりでございます。

施行期日が平成２８年４月１日でございます。

なお、この条例改正に係ります新旧対照表を３７ページから３９ページまで添付をしております。

続きまして、議案１８９ページ、議案第２８号美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

美幌町附属機関に関する条例及び美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の４０ページをお開きいただきたいと思います。

資料１０（議案第２８号関係）、美幌町附属機関に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。

制定目的につきましては、条例に規定する附属機関の追加及び既存の附属機関に関する規定の改正を行うものでございます。

制定内容でございます。

まず、１点目として、別表中の美幌町次世代育成支援推進協議会の設置根拠法令が次世代育成支援対策推進法から子ども・子育て支援法に改正になったことに伴い、所掌事項について改正を図るものでございます。

２点目につきましては、美幌町住生活基本計画住民策定会議を追加する改正でございまして、平成２２年に策定いたしました美幌町住生活基本計画に係る審議等を行うための策定会議で、内容につきましては、参考資料４０ページの（１）から（８）までの記載のとおりでございます。

３点目につきましては、美幌町学校給食運営委員会の所掌事務の改正でございまして、食物アレルギーに関する所掌事務を追加し、あわせて、構成に美幌消防署長を追加するものでございます。

最後に、議案１９０ページの美幌町住生活基本計画策定会議設置に伴いまして、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に美幌町住生活基本計画策定会議委

員５，６００円を追加する改正を行おうとするものでございます。

根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

なお、４１ページから４３ページまで、各条例の新旧対照表を記載しています。

次に、議案１９１ページ、議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

美幌町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料の４４ページで御説明をさせていただきます。

資料１１（議案第２９号関係）、美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について。

今回の条例改正につきましては、平成２０年３月定例議会におきまして、３４８名から２８８名に定数を改正する条例可決をいただき、その後、特別養護老人ホームの民間移譲や医師等の増加に伴う改正を行い、現在、２８５名の定数となっているところでありますが、この間、保育士や学芸員の正職化、また、平成２５年の地方公務員法改正に伴い制定いたしました美幌町職員の再任用に関する条例に基づく定数として扱われる再任用者が今後増加していくことが予想されております。

また一方で、人口減少が進んでいる中で適正な定数管理も重要であることから、今後、３年間における定数を見込むと同時に、多様化する行政対応及び住民ニーズに沿った行政課題の解決を図るため、改正を行おうとするものでございます。

改正の内容についてでございます。

（１）の町長の補助期間たる職員を、町長の事務部局の職員に改正を図り、改正前のアからオの総計１５０名を１５９名と９名ふやすものでございまして、これは、保育士の正職化と職員増で４名を、再任用職員で５名を増加するもので、合わせて病院事業の職員を医師・看護師等で４名ふやし、現在の９１名から９５名に改正を図るものでございます。

また、教育委員会職員について現行の２６名から２８名に改正を図るもので、図書館司書等の増を図ろうとするもので、合計で１５名を増加し、改正前の２８５名から３００名に改正を図るものでございます。

根拠法令は地方自治法、施行日は２８年４月１日でございます。

なお、４５ページに新旧対照表がありますので、参考としていただきたいと思います。

次に、議案１９２ページ、議案第３０号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の４６ページをお開き願います。

資料１２（議案第３０号関係）、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

改正目的でございますけれども、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の改正をあわせて行うものでございます。

改正内容でございます。

１点目が、美幌町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

職員の職務給の分類に係る基準となる標準的な職務内容の等級別基準職務表を定め、また、夜勤手当を夜間勤務手当に改正を図るものでございます。

２点目といたしまして、美幌町人事行政

の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

任命権者が人事行政の運営状況に関し報告をしなければならない事項に、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況及び職員の退職管理の状況を追加するものでございます。

３点目といたしまして、美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部改正から、５点目の美幌町職員等の旅費に関する条例の一部改正までは、地方公務員法の条項数の変更に伴う改正でございます。

６点目の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、特定任期付職員の給料表の号俸決定について、その基準となるべき標準的な内容等について明文化を図るものでございます。

根拠法令につきましては記載のとおりで、施行日については平成２８年４月１日でございます。

なお、各条例における新旧対照表につきましては、４７ページから５５ページまで添付をさせていただいております。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　議案の１９６ページをお開き願います。

議案第３１号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明申し上げますので、参考資料の５６ページをお開き願います。

資料１３（議案第３１号関係）、条例名は美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正目的は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、制度の対象が、これまでの新築住宅だけでなく、既存住宅の増改築も追加されたことから、これに係る認定事務の申請手数料が追加されるものであります。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が新たに施行されることに伴い、この認定事務に係る手数料を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

長期優良住宅認定制度についてでありますが、一定の基準、具体的には建物の構造軀体の劣化対策や耐震性、また、高齢者対策や省エネ対策など一定の基準を満たした住宅に対し、税制面での優遇措置が与えられるものであります。

また、エネルギー消費性能の向上に関する法律では、省エネ性能に優れた建築物に対して、建築物の容積率の特例と省エネ基準適合の表示ができるというものであります。

改正の内容でありますが、手数料条例の別表中、３５の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料欄の新築住宅の手数料の次に、既存住宅の増改築に係る手数料を加えるものであります。

また、備考欄の２の２行目について、３２の項の規定という欄がありますが、これにつきましては、平成２７年９月定例会で番号法関連の手数料条例改正の際に、別表中に項を追加しておりますが、その際に行う字句の整理を今回行わせていただくものであります。

同じく、５７ページの備考欄も同様の整理を行うものであります。

次に、５７ページの下の欄ですが、建築物エネルギー消費性能向上認定手数料の規定を追加するものであります。

根拠法令は、５８ページの下の欄に記載のとおりであります。

施行日につきましては平成２８年４月１日、また、改正後の備考欄２の改正につきましては平成２８年１月１日からの適用と

するものであります。

なお、条例の新旧対照表を資料の５９ページから６３ページに掲載しておりますので、御参照願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案の２０２ページをお開きいただきたいと思います。

議案第３２号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の６４ページでございます。

資料１４（議案第３２号関係）、条例名は美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的（趣旨）につきましては、美幌町乳幼児等医療費の助成枠拡大に伴いまして条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、表にございますが、現在、入院は小学生までの助成となっておりますが、改正後は中学生まで拡大するものでございます。

施行日につきましては、前年の所得で課税、非課税の区分判定が必要なことから、所得が確定した後の平成２８年８月１日付でございます。

新旧対照表につきましては、６５ページを参照いただきたいと思います。

次に、２０３ページでございます。

議案第３３号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料の６６ページをお開きいただきたいと思います。

資料１５（議案第３３号関係）、条例名は美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正目的（趣旨）につきましては、常設保育所・へき地保育所・認定こども園、これは藤幼稚園でございますが、ここで行っている保育料の多子軽減について、全町的に子育て支援を統一して実施するための改正でございます。

なお、認可外保育所・私立幼稚園につきましては、補助要綱を改正して対応いたしますので、申し添えます。

それから、改正内容につきましては、現在は行っていない多子軽減につきまして季節保育所でも実施するということでございます。

保育児童の同一世帯に１８歳未満の者、１８歳に到達した年度の年度末までを言います。被扶養者の兄または姉がいる場合、別表第２、次のページでございますけれども、その定額保育料でございます。年長の子供から順に、２人目は半額、３人目以降は無料とする改正でございます。

関係法令等につきましては、子ども・子育て支援法施行令でございます。

施行日につきましては、平成２８年４月１日付でございます。

次に、２０４ページをお開きいただきたいと思います。

議案第３４号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

６８ページでございます。

資料１６（議案第３４号関係）、条例名は美幌町へき地保育所条例の一部を改正す

る条例の制定について。

改正目的（趣旨）につきましては、季節保育所条例と同様に保育料の多子軽減の上限年齢の引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、小学校３年生までの長子の制限を、保育児童の同一世帯に１８歳未満の者で被扶養者の兄または姉がいる場合、別表第２、次のページでございますけれども、季節保育所と同様に、２人目は半額、３人目は無料とするものでございます。

関係法令につきましては、子ども・子育て支援法施行令でございます。

執行日につきましては、平成２８年４月１日でございます。

次に、２０５ページでございます。

議案第３５号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明をいたします。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたします。

参考資料７０ページをお開きいただきたいと思います。

資料１７（議案第３５号関係）、条例名は美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

経過及び改正目的につきましては、介護保険法の改正によりまして、法第１１５条の４５、これは地域支援事業でございますが、そこに定める介護予防・日常生活支援総合事業などの実施が平成２７年４月１日より施行されております。

本町の場合、美幌町介護保険条例の附則により猶予期間を設けておりました。この条例附則第７条第２項、これは在宅医療・介護連携事業でございますけれども、第３項、これは生活支援体制整備事業の一部について早期の実施が可能となったことから、猶予期間と開始時期を早めて改正するものでございます。

改正内容につきましては、今回、この附則第７条第２項につきましては、在宅医療・介護連携推進事業、具体的には、医療と介護の資源の把握、二つ目につきましては、在宅医療・介護連携会議の開催、それから、研修会開催などの一部事業のめどが立ったということで、猶予期間を平成３０年３月３１日から平成２８年３月３１日に、そして、開始時期を平成３０年４月１日から平成２８年４月１日に前倒しして行う改正でございます。

もう一つは、附則第７条第３項関係でございます。

これにつきましては、生活支援体制整備事業、具体的には、共同体の設置、研究会の立ち上げなど、この一部事業のめどが立ったということで、猶予期間を平成３０年３月３１日から平成２８年３月３１日、改正時期を平成３０年４月１日から平成２８年４月１日に前倒しして行うための改正でございます。

新旧対照表につきましては７１ページにございます。

根拠法令等につきましては介護保険法でございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします

○議長（大原　昇君）　経済部長。

○経済部長（矢萩　浩君）　議案の２０６ページをお開き願います。

議案第３６号美幌町消費生活センター設置条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町消費生活センター設置条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の７２ページをお開き願います。

資料１８（議案第３６号関係）であります。

制定の目的についてでございますが、高齢者等の消費者被害の深刻化等に対応し、消費者の安全・安心の確保を図ることを目的とする消費者安全法の改正に伴いまして、同法に基づき消費生活センターを設置する市町村は、同センターの組織及び運営に関する事項、並びに消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項等を条例で定めることとされたため、本町におきましても所要の条例の整備をすることとするものであります。

制定の内容についてでありますが、第１条には設置の目的について規定しております。

第２条は、条例において使用する用語の意義を規定しております。

第３条は、名称及び位置についてを規定しており、名称については美幌町消費生活センター、位置につきましては美幌町字栄町４丁目４番地の１、地域振興センター内としております。

第４条は、開設時間及び休業日についてを規定しており、開設時間につきましては、美幌消費者協会の実態に合わせ午前１０時から午後５時までとしております。また、休業日につきましては、原則、役場に合わせた規定としております。

第５条は、職員の配置についての規定となっており、センター所長及び必要な職員の配置についてを規定しております。

第６条は、消費生活相談員の要件について規定しており、消費生活相談業務を行う消費生活相談員の資格要件についてを規定しております。

第７条は、消費生活センターが行う事務に関する規定となっており、消費生活相談や消費生活相談に関するあっせんなど、主に現在の消費者協会が行っている事務を規定しております。

第８条は、消費生活相談員の人材及び処遇の確保に必要な措置を講じることの規定となっております。

第９条は、センターの事務に従事する職員について、研修機会の確保についてを規定しております。

第１０条は、事務の実施により得られた情報の安全管理についての規定となっており、情報漏えい等の防止、適切な管理に関する規定となっております。

第１１条は、事務の実施により得られた情報の秘密保持を規定しております。根拠法令につきましては記載のとおりであり、施行期日は平成２８年４月１日となっております。

続きまして、議案の２０８ページをお開き願いたいと思います。

議案第３７号美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の７３ページをお開き願います。

資料１９（議案第３７号関係）であります。

改正目的でありますが、平成２７年７月から運用開始しております移住体験住宅「四季彩美幌」につきまして、使用される方の利便性向上と、より明瞭な使用料設定とするため、灯油料金を含めた使用料の設定を条文に追加しようとするものであります。

改正の内容でありますが、改正項目といたしまして、１点目に、条例第５条第１項で規定しております使用料の１泊１，１００円を別表のとおりとするに改めまして、同条第２項中ガス料金の次に灯油料金を加えるものであり、２点目に、附則の次に別表を加えるといたしまして、１泊当たり使用料を５月から１０月までの夏期を１，１００円に、１１月から４月までの冬期を１，６５０円としようとするものであります。冬期の使用料を夏期の１．５倍とする

考え方は、公共施設の貸館使用と同一にするものであります。

施行日は平成２８年４月１日からであります。

なお、条例の新旧対照表を７４ページに添付しております。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　議案の２０９ページになります。

議案第３８号平成２８年度美幌町一般会計予算についてです。

上記について別冊のとおり提出をするということで、別冊の平成２８年度各会計予算書により御説明を申し上げますので、予算書の５ページをお開きいただきたいと思います。

平成２８年度美幌町一般会計予算について御説明を申し上げます。

平成２８年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１００億６，４９５万９，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

債務負担行為。第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第２表　債務負担行為」で御説明を申し上げます。

地方債。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」により御説明を申し上げます。

一時借入金。第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は２５億円と定めるものでございます。

それでは、１１ページをお開きいただきたいと思います。

「第２表　債務負担行為」でございます。

債務負担行為は、数年度に及んで債務を負担する契約を結ぶなど、将来にわたって財政負担を設定する行為であり、平成２８年度以降における支払いについて、その期間及び限度額を定めるものでございます。

１段目の自動体外式除細動器借上料（避難所等）についてでございます。

期間は平成２８年度から平成３３年度まで、限度額につきましては２０２万２，０００円でございます。避難所等に設置をしておりますＡＥＤの更新で、青稲地区ふれあい会館、地域用水広報館、コミュニティセンター、グリーンビレッジ美幌など、８施設を対象にＡＥＤの更新を行うものでございます。

次に、大判プリンター借上料についてでございます。

期間は平成２８年度から平成３２年度まで、限度額につきましては６８万５，０００円でございます。

現在、役場別館で使用する大判プリンター更新で、図面やポスターを作成する際に使用するため、コピーやスキャン、プリント機能を搭載したカラー複合機を導入するものでございます。

次に、郷土資料デジタル化業務委託料についてでございます。

期間は平成２８年度から平成２９年度まで、限度額につきましては１８０万円でございます。これは、図書館で保管をしております戦前の新聞など、保存期間が５０年を超える蔵書の傷みが進んできていることから、現存する貴重な資料をデジタル化することで多くの皆様に御利用いただける環境を整えるものでございます。

次に、１２ページをお開きいただきたいと思います。

「第３表　地方債」でございますが、事業の実施に要する財源の一部を地方債に求

めるものでございます。

一つ目の通信指令施設整備事業について、限度額が７３０万円であります。この事業につきましては、美幌・津別広域事務組合が設置をいたしました通信指令施設の構成機器が耐用年数を経過することから、安定した指令業務を確保するために情報制御系装置の更新を行うものでございます。構成町であります美幌・津別の両町が事業費を折半する事業でございます。起債の名称につきましては過疎対策事業債ハードで、充当率が１００％、後年度の元利償還金のうち７０％が普通交付税で措置をされます。

二つ目の医療従事者就業支援等補助事業について、限度額は９１０万円でございます。

この事業につきましては、医療従事者の確保を目的として、一定の要件を満たされる方に住宅準備及び就業支援に係る補助金を交付するものでございますけれども、本年度から歯科衛生士を対象に追加をするところでございます。起債の名称は過疎対策事業債ソフトで、充当率は１００％、交付税措置は普通交付税で７０％の措置がされるものでございます。

次に、農業生産基盤整備事業についてでございます。

限度額が３，４７０万円でございます。この事業につきましては、国営美女地区かんがい排水事業における地元負担分のほか、豊栄・田中・昭美・稲都福梅の各地区道営土地改良事業における地元負担分として、その財源を地方債に求めるものでございます。起債の名称につきましては過疎債ハード・ソフトを利用するもので、また、辺地対策事業債を考えているところでございます。

充当率につきましては、それぞれ１００％で、後年度の元利償還金のうち、過疎対策事業債については７０％が、辺地対策事業債については８０％が交付税で措置をされるものでございます。

次に、木質ペレットストーブ購入促進事業についてでございます。限度額が４００万円でございます。

この事業につきましては、二酸化炭素の排出削減と地域資源循環システム構築に向けて木質ペレットストーブを購入される方に対し、その経費の一部を補助するものでございます。起債につきましては過疎債ソフトで、交付税措置７０％でございます。

次に、太陽光発電システム推進事業について、限度額が２００万円となります。

この事業につきましては、住宅用太陽光発電システムを設置される方にモニター調査を委託し、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進と地域温暖化防止に向けた取り組みを進めるものでございます。起債につきましては過疎債ソフトで、充当率が１００％、７０％が普通交付税で措置をされるものでございます。

次に、びほろ町内消費拡大セール事業については、８４０万円でございます。町内の消費拡大を目的にプレミアム商品券を発券し、ポイントカードシステムによる消費者へのサービス提供を行おうとするものでございます。これも、起債の種類は過疎債ソフトで、７０％の交付税措置でございます。

次に、起業家支援事業について、６００万円でございます。町内で起業される方に対し、起業に必要な経費、あるいは店舗の賃借料などを補助することにより、雇用創出と地域経済の活性化を図るもので、昨年に続いて２年目の事業となります。これも、起債の種類は過疎債ソフトで、７０％の交付税措置でございます。

次に、店舗リフォーム促進支援事業でございます。限度額が２，０００万円であります。

この事業も２年目の事業でございますけれども、店舗の環境整備に資するリフォーム工事に対して補助金を交付することで集

客力向上と地域経済の活性化を図るものでございます。これも、過疎債ソフトで、７０％の普通交付税措置でございます。

次に、町道整備事業について、限度額が１億２，０００万円でございます。

国の社会資本整備総合交付金により実施するもので、大正橋補修工事、橋梁点検業務、第２６２号道路改良工事、第２４号道路舗装補修工事について補助残分の財源を地方債に求めるものでございます。

また、町単独事業として実施をいたします第１５号道路整備工事、第４６１号道路整備工事、第２号道路歩道改良整備工事につきましても、その財源をあわせて地方債に求めるものでございます。起債の名称につきましては過疎債のハード・ソフトで、充当率が１００％、７０％の交付税措置でございます。

次に、除雪車両整備事業についてでございます。１，４７０万円でございますが、平成９年に購入をいたしました除雪グレーダーの更新で、国の社会資本整備交付金を活用し、除雪体制の充実を図るものでございます。起債は辺地対策事業債で、充当率は１００％、元利償還金の８０％が普通交付税で措置をされるものでございます。

次に、１３ページの堤内排水対策事業についてでございます。

限度額が２２０万円、大雨による河川の増水時に備え、住宅等の浸水被害を防止するため、排水ポンプの設置及び監視体制の強化を図るものでございまして、報徳地区の新興樋門に常設の電源設備を整備するものでございます。起債の種類につきましては緊急防災・減災事業債で、充当率は１００％、交付税措置が７０％でございます。

次に、公園整備事業について、限度額が１，７５０万円でございます。公園施設の長寿命化計画に基づきまして、国の社会資本整備総合交付金を活用して、年次的に公園遊具の更新を図るものでございます。今年度につきましては、いなみ北公園、あおやま南公園、ひがしまち公園の遊具更新の実施設計委託及びいなみ北公園の複合遊具等の更新工事を実施するものでございます。起債の名称につきましては公共事業等債で、充当率が９０％、５０％の交付税措置でございます。

次に、住宅リフォーム促進補助事業について、７，２６０万円でございますけれども、住環境整備と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成２３年度からの継続事業で６年目となります。起債につきましては過疎債ソフトで、７０％の交付税措置となります。

次に、少人数学級推進事業１，５２０万円でございます。小学校の学級定員は、１年生及び２年生が３５人、３年生以上が４０人で編成されますが、学習環境の充実を図るため、町が期限つき教員を任用し、小学校の全学年において３５人以下の学級を実現するものでございます。起債の名称につきましては過疎債ソフトでございます。

次に、中学校臨時教員特別配置事業についてで、限度額が５４０万円でございます。各学校に配置されます教職員の定数につきましては、学級数に応じて決まることとなりますが、学級編成上、美幌中学校における平成２８年度の教職員定数が大きく減少する見通しであることから、町が期限つき教員を再任用し、教科指導及び生徒指導の充実を図ろうとするものでございます。起債の名称は過疎債ソフトでございます。

次に、学校給食施設整備事業で、３４０万円でございます。これは、自動制御で野菜をカットするマイコンスライサー及び厨房へ送水するための受水槽が設置から１８年を経過し、経年劣化が著しいことから更新を図るものでございます。起債につきましては、過疎債ハードを予定しているところでございます。

次に、圧雪車購入事業２，７９０万円でございます。柏ヶ丘公園内におきますクロ

スカントリーコースの整備を昨年度から進めてきておりますけれども、本年度は、新たに圧雪車を購入し、コース環境の充実を図ろうとするものでございます。これも、過疎債ハードを見込んでいるところでございます。

最後に、臨時財政対策債について、限度額が３億２，０９９万１，０００円でありますが、臨時財政対策債は地方交付税の不足分の一部を地方債へ振りかえるものでございまして、充当率は１００％、後年度の元利償還金については、その全額が普通交付税で措置をされるものでございます。

以上のとおり、平成２８年度に借り入れをする地方債の総額を６億９，１３９万１，０００円と見込みまして計上したところでございます。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩をします。

再開は１１時１５分といたします。

午前１０時５９分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それでは、続きまして、歳出について御説明を申し上げますので、７４ページ、７５ページをお開きいただきたいと思います。

まず、１款、議会費でございます。総額が８，２９４万５，０００円でございます。

議会運営事務の中の議員報酬、期末手当、一番下の政務活動費交付金については、１４名分について計上をしているところでございます。

それから、中ほどの修繕料４０万円でございますけれども、これは議員表示器のＬＥＤ化、第１・第２・第３議員控え室のテーブルの天板の張りかえ等を行うものでございます。その他につきましては、昨年度と大きく変わったところはございません。

次に、７７ページをお願いいたします。

２款、総務費でございます。総務費の総額は４億８，２００万３，０００円でございます。総務事務の非常勤職員報酬、それから、三つ飛んで費用弁償１万１，０００円でございますが、これは、美幌町行政不服審査会の設置に伴いまして３名の委員報酬及び費用弁償について新たに計上させていただいたものでございます。

それから、下の秘書渉外事務費でございます。この中の交際費は昨年より２０万円ほど増加をしております。香典等の基準について見直しを図った結果、２０万円増額となっているところでございます。

続きまして、７９ページをお願いいたします。

５行目の庁用備品でございます。これは、昭和３７年及び昭和６０年購入の副町長室の応接用机、椅子の更新を図るもので、５３万３，０００円について備品計上をさせていただいているところでございます。

それから、中ほど下の６、公文書管理事業でございます。平成２６年からファイリングシステムの導入をしております。平成２８年度につきましては、「しゃきっと」と「別館」を実施し、２８年度が最終年でございます。

次に、８１ページをお開きいただきたいと思います。

８、福利厚生事業の業務等委託料のストレスチェック委託料でございます。労働安全衛生法の改正に伴い、年に１回、職員のストレス状況の検査等を行いながら、メンタルヘルス不調を未然に防止をするものでございまして、正職・臨職を合わせて３６０人分について委託料が２７万５，０００円、それから、高ストレス者に係る医師との相談業務――国保病院に委託をする予定

でございますけれども、これの相談業務委託料として１０万円計上をしたところでございます。

続きまして、広報事業の業務等委託料の中のホームページ管理委託料、新規でございます。これは、今、ホームページを管理する中で、職員の対応が難しい部分とスマートフォン、あるいは携帯サイトの再構築を行うための委託料として５１万円を計上したところでございます。

一つ飛んで、庁用備品１２万２，０００円、これも新規でございます。これにつきましては、広報の編集過程におきます色彩をより仕上げ状態に近い状況で確認できるよう、広報編集モニターの購入を図るものでございます。

次に、８３ページをお開きいただきたいと思います。

財産管理費の庁舎管理事業でございます。６行目の修繕料でございますが、５９７万７，０００円につきましては、庁舎１階・２階の女子トイレの改修、それから、庁舎２階北側の窓枠の修繕、それから、議事棟におきましては、北側の窓枠修繕と網戸の新設、それから、第１・第２・第３議員控え室の床修繕等を行うものでございます。

それから、２番目の庁舎改築等事業、普通旅費と使用料を計上させていただいております。昭和３５年の庁舎建築から５５年が経過をしております庁舎建築の方向性等の検討をスタートさせるため、庁舎改築等庁内検討委員会を設置しながら、今、近々で庁舎建築時期を迎える自治体視察のための旅費等を計上させていただいたものでございます。

それから、３の町有財産管理事業の一番下、修繕料３９５万６，０００円でございます。これは、災害時の広報活動強化を図るため、公用車３台に新たなスピーカーを乗せるための修繕及び町有建物、公用車の修繕のための３９５万６，０００円の予算計上でございます。

次に、８５ページをお願いいたします。

上から二つ目、保険料増額でございます。１，１９３万５，０００円につきましては、昨年７月に発生いたしました公共施設火災時に全ての公共施設に対して保険加入をした結果、２２０施設、３７４物件分の保険料、そして、公用車においても、対物限度額を従来５００万円であったものを無制限としたことに伴う増額となっております。

それから、５目、企画費でございます。政策推進事業の三つ目の事務事業協力報酬３，４３０万円でございます。これは、一つには、まず、ふるさと寄附金６，５００万円を見込んだことによります、その２分の１を特産品の謝礼として３，２５０万円。それから、平成２９年の美幌１３０年に向けた１３０年町史の作成、調査専門員及び協力員の報酬として１８０万円、トータルで３，４３０万円を計上させていただいたところでございます。

それから、印刷製本費についても増額になっております。これにつきましては、小中学生等向けの漫画版の自治基本条例の手引１，５００部の印刷として、また、第６期美幌町総合計画の計画書５００部とダイジェスト版１万２，０００枚の印刷製本費を計上させていただいたところでございます。

それから、その下の広告料についても新規でございますけれども、これにつきましては、ふるさと納税の特集広告を行うための広告料３２万４，０００円について計上させていただいたところでございます。

手数料も増額になっておりますけれども、これも、ふるさと寄附金の見込額を６，５００万円としたことによります増額でございます。

それから、業務等委託料の地域おこし協力隊募集採用選考業務委託料でございますけれども、平成２９年４月より地域おこし

協力隊員を３名程度予定していることから、その募集業務等を委託しようとするものでございます。

それから、一番下の積立金３，２５０万円でございますけれども、ふるさと寄附金６，５００万円と見込みまして、特産品謝礼３，２５０万円を差し引いた３，２５０万円の積み立てを行おうとするものでございます。

次に、８７ページをお願いいたします。

６目、辺地対策費の生活バス路線等維持事業の印刷製本費でございます。３０万１，０００円につきましては、町内の公共交通パンフレットの印刷をしようというもので、１万部で全戸配付をしようとするものでございます。

それから、７目の交通安全費の交通安全対策推進事業は、８９ページをお開きいただきたいと思います。

扶助費の２００万円でございます。運転免許自主返納者交通費助成につきましては、近年、高齢者が被害者もしくは加害者となる割合が高く、交通事故を未然に防ぐため、自主的に免許返納を促進するため、返納時に対しまして、バス・タクシー乗り合いチケット等の公共交通利用券の配布、１人当たり２万円を行おうとするための新規の予算計上でございます。

それから、その下の積立金１万４，０００円でございますが、積立金につきましては、基金利子の積立金であります。以降の各費目で計上しておりますので、以降の基金利息積立金の同様なものについては、説明を省略させていただきたいと思います。

それから、住民活動推進事業の修繕料６４８万９，０００円でございます。そのうち７１万３，０００円につきましては、登栄集会室の屋根塗装修繕、４７７万６，０００円につきましては、報徳地区農作業準備休憩施設、体育館の屋根塗装修繕を行おうとするものでございます。

その下の手数料７２万３，０００円のうち４０万４，０００円につきましては、ふるさと祭り等で使用しております行事用テントの洗浄を行うための新規計上でございます。

それから、庁用備品１０１万２，０００円でございますけれども、これは、青稲会館のＦＦストーブの更新と行事用テント１５台分の骨組みの購入を図ろうとするものでございます。

それから、負担金のうち二つ目の手作り出店実行委員会負担金でございます。４２２万７，０００円のうち２９２万７，０００円につきましては、平成４年より使用しております、ふるさと祭りの際の電線ケーブル更新を図るものでございます。

次に、９１ページをお願いしたいと思います。

９目の財政調整等基金費でございます。財政調整等基金積立金の積立金４０７万２，０００円につきましては、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の３基金に係ります利子積立金として４０７万１，０００円を、また、寄附金の科目設定として１，０００円の計上をしたところでございます。

それから、その下の電算システム事業でございます。業務等委託料のうち五つ目の財務会計システムプログラム改修委託料、新規で７５６万円でございますけれども、これは、公会計の対応を図るために財務会計のプログラム改修を行うものでございます。その下の電算システムセキュリティプログラム改修委託料１６５万１，０００円についても新規でございますけれども、これは、電算セキュリティーの強化を図るために、４項目についてプログラムの改修を図ろうとするものでございます。

続きまして、一番下の防災対策事業の９３ページの消耗品費６６６万６，０００円のうち、６３１万５，０００円につきましては、まず一つは、戸別配布用非常持ち出し品２，５００セット分、それから、救命

胴衣１８着分、避難所用マット３２枚の購入を６３１万５，０００円で行おうとするものでございます。

それから、業務等委託料の一番最初の新規の防災資機材保管倉庫設置委託料でございます。旭小学校の防災器具等の収納場所がないということで、ここに防災資機材保管庫５トン用コンテナを設置するための委託料として４９万７，０００円の計上でございます。

それから、三つ飛びまして、これも新規でございますけれども、防災情報配信システムプログラム改修委託料９万８，０００円につきましては、「あんしんねっと」に係りますプログラム改修を行うための委託料でございます。

それから、機械等借上料５０万３，０００円は、債務負担行為でも御説明を申し上げましたけれども、このうち３１万１，０００円につきましては、新たに８施設のＡＥＤ借り上げを行おうとするもので、２８年度の施設に係る金額が３１万１，０００円でございます。

それから、その下の機械器具３１５万４，０００円でございます。これは先ほど車両修繕の中でも説明をさせていただきましたが、広報装置を公用車に乗せかえるということで、その広報装置３台分、避難用ゴムボートを２そう、発電機、仮設トイレ２基、避難所パーティション１０組等の購入を図ろうとするものでございます。

２の自主防災活動推進事業の補助金で、自主防災資機材等購入補助金２５万円につきましては、平成２８年度、日の出自治会自主防災資機材の物置購入に係ります補助金を計上させていただいたところでございます。

次に、９５ページをお開きいただきたいと思います。

２項の徴税費の中の町税等課税事務でございます。

一番上の委員報酬について、増額でございますけれども、これは３月に補正もさせていただきました、訴訟対応のため１０回分の固定資産評価審査委員会の委員報酬を見ているところでございます。

それから、業務等委託料の二つ目でございます、標準宅地鑑定評価委託料８２８万６，０００円につきましては、平成３０年度の固定資産の次期評価がえに向け、鑑定評価の実施及び平成２９年度の時点修正を行うための委託料でございます。

それから、一つ飛びまして、固定資産税訴訟弁護業務委託料４３万２，０００円でございますけれども、これは、出廷、協議として８回分の費用を計上させていただいたところでございます。

それから、負担金の中の一番下の軽自動車検査情報利用負担金１０万１，０００円でございます。これは、平成２８年の税制改正に伴いまして、軽自動車の検査情報をダウンロードにより利用するため、８，３００台分の軽自動車に対する負担金として１０万１，０００円、これも新規に計上させていただいたところでございます。

次に、９７ページをお開きただきたいと思います。

戸籍住民基本台帳事務の三つ目、各種表彰等報償でございます。増額でございますけれども、これは、ＦＳＣ認証材のフォルダーを１００個にふやしたことによる増で、町外者、あるいは道外からも婚姻届を本庁に提出される方もふえてきているということで、認証フォルダーの増額をしたところでございます。

それから、業務等委託料の中の５行目になります。新規でございます。通知カード・個人番号カード裏書システム機器保守委託料につきましては、平成２７年補正で購入をさせていただきました裏書システム機器の保守料が新たに発生するものでございます。

それから、その下のＩＣ旅券交付端末機保守委託料と、二つ飛んだ庁用備品、これ

も新規でございますけれども、これは、ＩＣ旅券交付端末機器購入による備品購入費と、それに係る保守委託料を新たに計上させていただいたところでございます。

それから、交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金１９０万５，０００円につきましては、平成２８年度のカード関連事務委任に係る交付金としての予算計上でございます。

次に、９９ページをお願いしたいと思います。

２目の参議院議員選挙費でございます。参議院議員選挙事務８９５万１，０００円でございますけれども、本年７月に予定をされております参議院議員選挙に係る費用を計上したところでございます。

次に、１０１ページをお願いしたいと思います。

５項、統計調査費の中の１、統計調査事業で二つ目の事務事業協力報償、それから、業務等委託料の農業基本調査電算集計処理委託料でございます。これにつきましては、本年実施をいたします農業基本調査に係る費用として協力報償５８万８，０００円、それから、処理委託料として１８万２，０００円を新たに計上させていただいたところでございます。

次に、１０３ページ、民生費になります。３款、民生費の総額につきましては２３億９，５１１万６，０００円でございます。

まず、１項、社会福祉費の中の社会福祉推進事業の補助金でございます。補助金の三つ目、社会福祉協議会補助金１，８６８万６，０００円につきましては、職員５名分の人件費に対する補助でございます。

それから、一番下の国民健康保険特別会計負担事業、国民健康保険特別会計繰出金２億９５１万９，０００円でございますけれども、これは、保険基盤安定制度に係る繰り出しとして１億５，０６４万７，０００円を、それから、事務費・人件費委託料等に関します事務費について３，４８１万１，０００円を、出産育児一時金分として１，１２０万円を、財政安定化支援事業分として１，２８６万１，０００円を、それぞれ一般会計から繰り出しを行うものでございます。

続きまして、２目の社会福祉施設費、コミュニティセンター維持管理事業の中の修繕料、２９５万１，０００円でございますけれども、このうち、２３０万２，０００円につきましては、コミュニティセンター玄関前のアスファルト修繕、その他は電気暖房あるいはバスケットゴールの修繕を行うものでございます。

次に、１０５ページをお願いいたします。

３目、高齢者福祉費、高齢者福祉推進事業の委員報酬１３万５，０００円と、一つ飛んで費用弁償１万１，０００円でございます。これは、新規の計上でございますけれども、成年後見実施機関運営協議会委員６名に係る報酬と、２名分の費用弁償について新たに計上させていただいたものでございます。

それから、業務等委託料、美幌町成年後見支援センター業務委託料１４４万７，０００円につきましては、これも新規でございますけれども、社協に対しまして事業費として９８万５，０００円、事務費として４６万２，０００円の合計１４４万７，０００円を委託料として支出を行うものでございます。

次に、１０７ページをお願いしたいと思います。

２の在宅福祉事業でございます。消耗品費のうち４７０万１，０００円、それから、費目が分かれているのですが、通信運搬費のうち３４５万４，０００円、それから、下の機械器具のうち８４４万２，０００円、トータルで１，６５９万７，０００円につきましては、耐用年数を経過した１３０台分の緊急通報装置の更新を図ろうと

するものでございます。

それから、戻っていただきまして、業務等委託料、緊急通報センター装置保守点検委託料８万円でございますけれども、これは平成２７年６月に入れかえをいたしました緊急通報センター装置に係る保守委託料でございます。

それから、三つ飛んで、生きがい活動通所支援委託料１１１万７，０００円、その下の短期宿泊利用サービス委託料２７４万円につきましては､介護保険特別会計からの組みかえを行ったものでございます。

続きまして、１０９ページをお願いしたいと思います。

５の高齢者保護措置事業、老人保護措置費４，２８０万９，０００円でございます。これにつきましては、美幌町民で町外の養護老人福祉施設に入所している２０名の方と新規入所予定者２名を見込み、合計２２名分の措置費について予算計上を図ったものでございます。

それから、６の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業１億２，０６０万円でございますけれども、これにつきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者へ支援を行うための経費について計上をさせていただいたものでございます。

一番下の交付金の年金生活者等支援臨時福祉給付金１億１，８８６万円につきましては、３，９６２名分について予算計上をさせていただいたところでございます。

それから、７の後期高齢者広域連合負担事業、療養給付費負担金２億４，８６０万７，０００円でございます。これは、北海道後期高齢者医療広域連合会で支払う医療給付費に対する町負担分で、負担割合として、国が６分の４、道が６分の１、町が６分の１という負担割合になっているところでございます。

それから、その下の後期高齢者医療特別会計繰出金９，７６６万９，０００円でございます。保険基盤安定分８，１６０万３，０００円、広域連合負担分６６３万９，０００円、そして、事務費９４７万円を一般会計から繰り出しをするものでございます。

その下の介護保険特別会計負担事業、介護保険に対する繰出金２億６，６６４万円でございますけれども、これは、給付費、介護予防事業分あるいは包括支援事業分、任意事業分、事務費などを一般会計からトータルとして２億６，６６４万円の繰り出しを図るものでございます。

次に、１１１ページをお願いいたします。

障害福祉費の障害福祉事業、非常勤職員報酬で３万４，０００円でございます。３年に１回開催しております美幌町福祉有償運送運営協議会の開催に係る委員報酬として３万４，０００円を計上させていただいたところでございます。

それから、３の障害者自立支援事業、非常勤職員報酬４２万６，０００円でございます。これは、平成２９年から平成３８年の計画期間でございます第２期美幌町障がい者計画策定のための報酬を計上したところでございます。

次に、１１３ページをお願いいたします。

１１３ページの２項の児童福祉費の児童福祉事務の中で、次の１１５ページの一番上の子どものための教育・保育給付費負担金８，６７８万１，０００円につきましては、藤幼稚園に係る施設給付費、そして、多子軽減の拡大分として３０９万３，０００円を計上させていただいたものでございます。

それから、その下の補助金、認可外保育所利用者補助金１，６０９万９，０００円につきましては、ひまわり保育園の保護者負担軽減分、これも拡大分として８１６万３，０００円を合わせて計上させていただいたものでございます。

次に、１１７ページをお願いしたいと思います。

１１７ページの６の児童センター運営事業の修繕料１０８万４，０００円でございます。これは、児童集会室で、現在は卓球台を置いているところの床修繕を図るものの計上でございます。

続きまして、１１９ページの保育園費でございます。美幌保育園管理運営事業の中の修繕料１５２万１，０００円のうち６６万３，０００円につきましては園庭遊具を、それから、７１万８，０００円につきましては、駐車場の舗装修繕を行おうとするものでございます。

それから、２の東陽保育園管理運営事業の中の修繕料６８万２，０００円でございます。このうちの５８万１，０００円につきましては、美幌保育園と同様に園庭の遊具修繕を図るものでございます。

次に、１２１ページになります。

３目の季節保育所費、季節保育所管理運営事業１，０６５万４，０００円です。昨年度の当初予算が２，０３９万円でございますけれども、これは中央保育所園児数の減少による大幅な減少ということで予算計上をしているところでございます。

それから、４目のへき地保育所費、へき地保育所管理運営事業のうち社会保険料等と､その下の臨時職員賃金につきましては、障害児等対応補助のため保育士１名増によります増額となってございます。

次に、１２３ページは昨年度と大きな変更はございませんので、１２５ページをお願いしたいと思います。

４款、衛生費でございます。衛生費の総額は８億５，２４６万４，０００円でございます。

まず、保健衛生総務費の保健衛生推進事業の中の補助金でございます。二つ目の医療従事者就業支援補助金につきましては、平成２８年度より歯科衛生士を医療従事者に加え制度拡大を図っております。そのことにより予算の増額になったところでございます。

なお、予算上、補助対象者の増加を見込んでの増となってございます。

それから、２の乳幼児等医療費助成事業でございます。この中の扶助費、乳幼児等医療費扶助３，１４２万１，０００円につきましては、中学生の入院扶助拡大を図ったことによる増でございます。拡大分としては５３０万円を見込んでいるところでございます。

それから、３の他会計負担事業でございます。負担金の水道事業会計負担金２０万４，０００円につきましては、公共施設無償給水に係る一般会計からの負担分でございます。

それから、病院事業会計負担金１億５，８２４万４，０００円につきましては、緊急医療確保経費として４，７５６万２，０００円を、医師確保に要する経費として４３万２，０００円を、高度医療経費として４５万９，０００円を、起債の建設改良費で起債利子として２，３５８万９，０００円を、自治体病院再編経費改革プランの経費として５０万円、小児医療の経費として１，０６８万円、不採算診療経費として７，５０２万２，０００円、トータルで１億５，８２４万４，０００円の負担をするものでございます。

それから、補助金の病院事業会計補助金３，４１７万７，０００円につきましては、医師・看護師の研究研修経費として３６５万７，０００円を、それから、その他として基礎年金の拠出金あるいは子ども手当等など３，０５２万円を、トータルで３，４１７万７，０００円を補助するものでございます。

それから、投資及び出資金１億２，３１０万８，０００円、病院事業会計の出資でございますけれども、これにつきましては、医療機器購入経費として４，６３８万９，０００円、起債の元金として７，６７

１万９，０００円、トータルで１億２，３１０万８，０００円の出資金でございます。

それから、繰出金の個別排水処理特別会計繰出金４，０７４万８，０００円でございます。これにつきましては、地方債の償還分として７９８万２，０００円、資本費ルール分として１，２５６万１，０００円で、基準外分として２，０２０万５，０００円を、それぞれ繰り出しを行うものでございます。

４の広域事務組合負担事業、美幌・津別広域事務組合負担金１，２０８万６，０００円につきましては、火葬場の運営費に係る一般会計負担金でございます。

次に、１２７ページをお願いいたします。

２目、予防費でございます。２の予防接種事業、業務等委託料で個別予防接種委託料が増額になってございます。４，３００万円のうち７８６万７，０００円につきましては、北海道が日本脳炎の定期接種除外区域の指定解除となったことによります経過措置対象者も含め、２０歳未満のワクチン接種を見込んだものでございます。

それから、３の母子保健事業の一番下の産後１か月健康診査補助金６５万円でございますけれども、子育て支援の一環といたしまして、産後１か月健診費用の一部助成を行うもので、１件当たり５，０００円の定額補助を行うものでございます。

次に、１２９ページをお願いいたします。

４の健康づくり事業の業務等委託料、がん検診委託料２，１５７万９，０００円についてでございます。前年度との変更点について申し上げます。

まず、肺がんの集団検診において、発見率の高い低線量ＣＴ検査を導入して、より一層の肺がん早期発見を行うものでございます。

それから、胃がんの集団検診において、２０歳以上で希望する方を対象として、ピロリ菌検査の実施を新たに図ることとしたところでございます。

それから、子宮がん・乳がん・大腸がんの検診における町独自の節目無料クーポンの実施を図ろうとするものでございます。

それから、業務等委託料の一番下のピロリ菌検査委託料９６万３，０００円については、中学２年生を対象といたしまして尿中抗体検査を実施、また、陽性者に対する除菌治療を行うものでございます。

それから、３目、環境衛生費、２、墓地・霊園等管理事業の修繕料７５万４，０００円のうち６５万４，０００円につきましては、美幌霊園駐車場及び縁石修繕を行おうとするものでございます。

次に、１３１ページをお願いいたします。

工事請負費、びほろ霊園沈砂池浚渫工事でございます。これにつきましては、びほろ霊園の雨水処理流末の沈砂池しゅんせつを新たに行おうとするもので、５９７万２，０００円計上をさせていただいたところでございます。

それから、４目の環境保全推進費の中に緑化推進事業、業務等委託料、ロマンチック街道交通支障木剪定委託料１８２万円でございます。これは、貴重な観光資源でもございます国道２４３号線の白樺並木の枝払いを行うものでございます。場所は自動車学校から古梅の１５キロにかけて、約４０カ所の剪定を行おうとする新規の予算計上でございます。

それから、５目の保健福祉総合センター費で、保健福祉総合センター管理運営事業の中の修繕料５３５万５，０００円でございます。このうち１７３万円につきましては、プール床の昇降装置修繕を図るものでございます。

また、１１５万８，０００円につきましては真空式温水ボイラーを、９０万１，０００円については給水ポンプユニットの修

繕を図るもので、その他につきましては機器及び施設の修繕を図ろうとするものでございます。

次に、１３３ページをお願いしたいと思います。

教育備品２７７万３，０００円についてでございます。これは、ランニングマシン３台について更新を図ろうとする予算計上でございます。

２項、清掃費のごみ分別収集関連事業の中の手数料のうち１３万円と、業務等委託料のごみ分別辞典作成委託料２５９万２，０００円でございますけれども、この辞典作成委託料につきましては、平成１７年度に策定時から古着あるいは有害ごみ、小型家電等が増加をしていることから、今回、新たに分別辞典を作成するための経費として２５９万２，０００円、これを全戸配布するための手数料として１３万円を計上させていただいたものでございます。

それから、二つ飛びまして、農村ごみ収集運搬業務委託料６３４万９，０００円、これは増額でございます。これにつきましては、平成２７年度よりリサイクル種類の増によりまして、収集車１台、作業車１台増による増額でございます。

それから、一つ飛びまして、有害ごみ収集運搬業務委託料も拡大でございます。これにつきましては、衣類の増加による作業員１名の増を図ろうとするものでございます。

それから、一番下の新規になります第１種フロン類回収業務委託料３０万８，０００円でございます。これにつきましては、業務用の冷蔵庫・冷凍庫・エアコン、そして一般家庭使用及び不法投棄されたものの回収に係る経費を新たに計上させていただいたものでございます。

次に、１３５ページをお願いしたいと思います。

修繕料７０５万６，０００円でございます。この修繕につきましては、第１期水処理施設の原水ピット改修費、また、第３期水処理施設曝気ブロワのオーバーホール、それから第３期埋立地の遮水シート修繕等を行うための予算計上でございます。

それから、業務等委託料の一番下、新規になりますＢＤＦ製造装置点検業務委託料２７万８，０００でございますけれども、これは平成２７年に新設をした排気設備に係る法定点検に基づきます委託料でございます。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩をします。

再開は１３時１５分といたします。

午後　０時０４分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それでは、予算書の１３７ページをお開きいただきたいと思います。

５款、労働費でございます。労働費の総額につきましては、３，２９１万２，０００円でございます。なお、労働費については昨年度から特に変更がございませんので、次に、１３９ページをお開きいただきたいと思います。

６款、農林水産業費の総額でございますけれども、５億５０６万９，０００円でございます。１３９ページについては昨年度より特に変更はございませんので、次に１４１ページをお願いいたします。

農業振興費、農業振興事業のうち修繕料でございます。２７８万４，０００円のうち２５１万７，０００円につきましては、豊栄地区営農用水施設の加圧ポンプ室内の送水ポンプタンク更新を図るものでございます。

それから、負担金の一番下でございま

す。土壌病害虫侵入防止対策事業負担金３７万８，０００円につきましては、ＪＡびほろが設置をいたします圃場の侵入禁止看板の作製経費の２分の１を負担するもので、シストセンチュウと昨年発生が確認されましたシロシストセンチュウ対策として実施するものでございます。

続きまして、２の新規就農者等支援事業の補助金、青年就農給付金１５０万円ですけれども、これにつきましては、新規就農から最長５年、前年所得が２５０万円以下の新規就農者に給付をされるものでございまして、１名分を見込んでいるものでございます。

次に、１４３ページの上の補助金、農作物獣害対策事業補助金１８９万５，０００円で増になっておりますけれども、これは、鹿の駆除頭数を５００頭から６００頭に増加させたことにより、１８万円が増となっております。

それから、その下のエゾシカ侵入防止対策事業補助金６５万円でございますけれども、鹿柵の点検補修に係る分を多面的機能支払事業補助金に組みかえを行ったことにより、この事業補助金については固定資産税相当分の６５万円ということになっております。

次に、１４５ページをお願いいたします。

このページにつきましては大きな変更点がございませんので、次に１４７ページの農地費をお願いしたいと思います。

農地費の道営土地改良事業の負担金でございます。これにつきまして、事業概要について各会計予算参考資料により御説明を申し上げますので、予算書の次についております各会計予算参考資料をお開きいただきたいと思います。５９ページになります。

道営土地改良事業計画概要でございます。畑地帯土地改良事業ですが、まず、美幌田中地区でございます。この区域は、報徳・田中・日並・瑞治でございまして、平成２３年度から平成２８年度までの継続事業で、本年度が最終年度でございます。

事業内容につきましては、ＪＡが行う畑等の面の整備になります。今年度につきましては、区画整理、暗渠排水、客土の事業を行うもので、平成２８年度事業費は１億２，８３５万円でございますが、前年度繰り越し分４，２６５万円を加えますと、合計１億７，１００万円の事業費となります。

次に、美幌豊栄地区でございます。区域については、野崎・美富・豊幌・登栄と駒生の一部でございます。この地区は平成２４年度から３２年度までの継続事業で、事業内容につきましては、田中地区と同じ面整備事業でございます。事業費については１億１，３３２万６，０００円でございますけれども、前年度繰越分４，０００万円を加えますと合計１億５，３３２万６，０００円の事業費となります。

次に、美幌昭美地区でございます。区域につきましては、昭野・美和と栄森の一部でございます。平成２４年度から３１年度までの継続事業でございまして、事業内容については田中・豊栄と同じように面整備事業でございます。事業費が７，６００万円でございますが、前年度繰り越し分３，５００万円を加えて、合計１億１，１００万円の事業費ということになります。

次に、稲都福梅地区でございます。区域につきましては、稲美・都橋・福住・豊富・古梅でございます。事業期間につきましては平成２７年度から３２年度までの継続で、事業内容は､町が行う農道整備とＪＡが行う面整備事業でございます。今年度につきましては、面整備事業の区画整理、客土、除れきを行うもので、事業費が５，７７４万円でございます。

最後の端野下右岸第２地区でございます。これは、北見市が実施いたします畑地帯土地改良事業であります。北見市端野町

緋牛内から本町の高野・豊岡にかけて隣接して所有している農地について一体的に実施をするもので、平成２７年度から３２年度までの継続事業でございます。

今年度につきましては、面整備事業の客土を行うもので、事業費は美幌町分６００万円でございます。土地が本町であることから、手続上、町の予算を計上していますが、受益者は全員北見市民であることから、全額北見市が負担するトンネル予算でございます。

平成２８年度の畑地帯土地改良事業の合計事業費は、下の欄に記載の３億８，１４１万６，０００円でございますが、前年度繰越分１億１，７６５万円を加えますと事業費総額については４億９，９０６万６，０００円となります。

なお、財源内訳につきましては、畑地帯事業の負担割合は、国５２％、道２８％、地元負担２０％で、地元負担の２０％のうち、農家負担が７．５％、残りを道のパワーアップ補助と町とで６．２５％ずつ負担をいたすものでありますが、平成２７年度から農業経営高度化促進事業、通年施工を実施しておりまして、国の補助金から活用額は、下段に記載の３億８，１４１万６，０００円のうち、約４．６５％の１，７７３万６，０００円を予定しております。

また、繰り越し事業分として１億１，７６５万円のうち３６７万７，０００円を町が負担し、総額２，１４１万３，０００円の町負担を予定しているところでございます。

事業概要は以上でございまして、予算書の１４７ページにお戻りをいただきたいと思います。

今申し上げました負担金につきましては、それぞれ美幌町が地元負担の金額として総額８，１２８万４，０００円の負担金計上をしているところでございます。

続きまして、３の団体営土地改良事業の一番下の補助金でございます。多面的機能支払事業補助金１億９９０万８，０００円でございますが、これにつきましては、農地の農産物供給以外に持っている多面的な機能を発揮するために、それぞれ地域で行う共同活動を支援するものでございまして、昨年度、平成２７年度は６地区３，２２９ヘクタールでございましたが、平成２８年度につきましては全町的な取り組みをすることとしたことによります増額でございます。

この多面的機能支払事業に係る負担割合につきましては、国が２分の１、道が４分の１、町が４分の１ということになっております。

次に、１４９ページをお願いいたします。

林業費、林業総務費の有害鳥獣対策事業の交付金でございます。有害鳥獣駆除奨励交付金は増額になってございます。これにつきましては、カラス１００羽、キジバト４００羽、ドバト１５０羽、ユキウサギ４０羽をそれぞれ駆除の頭数として増加したことによる２９万６，０００円の増でございます。

２の林業推進事業の下から二つ目、修繕料でございます。６３３万３，０００円につきましては、エコハウスが建築後６年経過し、外装の劣化が激しいため、その修繕を行うための予算計上でございます。

次に、１５１ページをお願いいたします。

業務等委託料、木製品開発業務委託料につきましては、木育の推進及びＦＳＣ認証製品の付加価値向上を図るため、製品提案型の委託方式により木製品の開発を図るための委託料として１００万円を計上させていただいたものでございます。

それから、工事請負費、林業館エアコン取付工事３８４万５，０００円でございます。「きてらす」の夏場の環境改善を図るためエアコンを取りつけるものでございます。

それから、補助金の町産材活用促進事業補助金２，２００万円でございます。町産材を活用した住宅に対する補助で、昨年は１７棟の予算計上でございましたけれども、今年度につきましては２４棟分を計上したところでございます。

次に、１５３ページをお願いいたします。

町有林造林事業の車両で８６万４，０００円でございます。集材用のブルドーザーリース期間が終了したことによります買い取りの費用として８６万４，０００円を新規で計上させていただいたところでございます。

次に、１５５ページをお願いいたします。

７款、商工費の総額につきましては、４億６，３１９万８，０００円となります。この中で、２目の商工業振興費のうちの２、商店街活性化促進事業でございます。子育て等応援事業補助金、その下の起業家支援事業補助金、その下のプレミアム商品券発行事業補助金、そして、その下の店舗リフォーム促進支援事業補助金につきましては、昨年、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施しましたけれども、この事業について引き続き実施を図るものでございます。

３の中小企業融資利子補給事業の貸付金３億１，６００万円でございます。原資として昨年２，５００万円を追加いたしましたが、運転資金の需要が多いことから、６００万円をさらに増資し、４倍枠で金融機関から運転資金、設備資金として貸し付けを行うものでございます。

次に、１５７ページをお願いいたします。

３目、観光費の２の移住定住促進事業８９万８，０００円でございます。昨年７月に開設をいたしました、ちょっと暮らし体験住宅に要する経費及びそのＰＲ拡大を図るために総額で８９万８，０００円を予算計上させていただいたところでございます。

次に、１５９ページをお願いいたします。

４の観光施設維持管理事業でございます。修繕料１，２８２万３，０００円のうち、１，１９６万６，０００円が峠の湯びほろに係る修繕料でございまして、修繕内容といたしましては、チップボイラー及び内部塗装修繕が２３５万７，０００円、ろ過循環ポンプを初め各種ポンプ修繕が３３３万９，０００円、電気関係の修繕が１６１万５，０００円、小破緊急修繕３００万円が主な修繕内容でございます。

それから、その下の業務等委託料、温泉水給湯業務委託料でございます。これにつきましては新規計上でございます。本年６月より峠の湯の温泉水を株式会社共立メンテナンスに売るための費用でございまして、３０３日間の給湯を予定しております。この給湯時の立会あるいは温泉井戸の変異確認などを委託するための経費を２７万３，０００円計上したところでございます。

それから、中ほどの工事請負費、温泉用深井戸水中ポンプ取替工事でございます。

平成２７年に購入いたしましたポンプの入れかえを行うための工事でございます。現在、毎分１５０リッターのポンプを挿入しておりますけれども、これを、この入れかえの際に毎分７０リッターのポンプに交換しようとするものでございます。

次に、５の観光イベント推進事業、二つ目の冬まつり補助金２３０万円でございますが、本年、まち中に会場を移動し、前夜祭も開催していることから、５０万円を増額し、２３０万円とするものでございます。

次に、４目の消費者対策費の中の消耗品費３２万９，０００円のうち、１８万２，０００円につきましては、振り込み詐欺被害を未然に防ぐため、高齢者などに電話自

動応答録音アダプタを貸与することとし、３０台分の購入に係る費用として１８万２，０００円を拡大、計上をさせていただいたところでございます。

それから、業務等委託料の消費者生活相談業務委託料４９２万２，０００円につきましては、先ほど条例で御説明いたしました消費生活センター設置により津別町も含めた広域相談業務を委託することとなったことに伴います増でございます。

なお、津別分については、津別町より負担金として収入をいたすところでございます。

次に、１６３ページをお願いいたします。

８款、土木費でございます。土木費の総額は１１億９，８２１万７，０００円でございます。

２項、道路橋梁費の２目、道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理事業のうち、下の業務等委託料、二つ目の報徳車両センター資材庫設置委託料です。１，４４５万円でございますが、昨年７月、火災により焼失いたしました資材庫の設置を行うもので、面積については、焼失前と同じ６０坪で資材庫を設置するものでございます。

次に、１６５ページをお願いいたします。

２の道路橋梁補修事業、業務等委託料の橋梁点検業務委託料でございます。２，２４０万円でございます。５年に一度の法定点検を平成２８年度、平成２９年度の２年間で実施する予定でございます。平成２８年度につきましては、５８の橋梁について点検を行うための委託料でございます。これは、国費が１０分の６となっております。

それから、その下の道路ストック調査等業務委託料でございます。これは、道路標識あるいは道路照明等の経年劣化の点検を行い、修繕計画の検討を図るために調査を行うものでございます。距離としては６８．８キロメートルを予定しているところでございます。

その下の工事請負費の２件、工事内容につきましては、後ほど予算工事関係参考資料により御説明を申し上げます。

それから、３の除雪対策事業、これは各費目で増額しているところでございます。昨年度、一斉除雪６回分ということで予算計上をさせていただきましたが、平成２８年度につきましては、２回増加をさせまして８回の一斉除雪に係る費用を計上させていただいたところでございます。

それから、下の車両３，６７４万６，０００円でございます。地方債の中でも説明をさせていただきましたが、平成９年１０月に購入した除雪グレーダーの更新を図るものでございます。

次に、１６７ページをお願いいたします。

５の堤内排水対策事業のうちの工事請負費、樋門電気設備工事２２６万３，０００円ですが、これにつきましては、新興樋門に農事用電力設備を新たに設けるための工事費でございます。

それから、その下の機械器具４８４万６，０００円につきましては、昨年１０月の大雨により床下浸水被害が発生したことから、三橋樋門・新興樋門に各３台ずつポンプを増設し、計６台の購入を図るものでございます。これにより、町が保有するポンプ台数につきましては、３５台から４１台になるものでございます。

それから、道路橋梁新設改良費の業務等委託料、第３０号道路排水調査設計委託料７２８万円、これも新規でございます。昨年の大雨時に被害がありました報徳の道路排水に係る調査設計を行うための委託料でございます。

それから、その下の実施設計等委託料、駒生川関連農道橋実施設計委託料１，４１０万円につきましては、駒生川の改修に伴い町道及び町道橋の移設を伴うため、その

実施設計を行うもので、これについては道の補償工事で行われるものでございます。

それから、その下の工事請負費の三つの工事、それから、２の道路改築事業費の工事請負費については、後ほど、予算工事関係参考資料により御説明を申し上げます。

次に、１６９ページをお開きいただきたいと思います。

河川総務費の河川維持管理事業でございます。各施設等維持管理協力報償５万円でございますが、これは、昨年まで、河川維持管理についてここに予算計上していたところでございますけれども、本年度より多面的機能支払事業での取り組みとしたことによる大幅な減でございます。

なお、２８年度の予算書には記載がありませんけれども、草刈り委託についても多面的機能で行うこととなったため、この項目から皆減をしているところでございます。

続きまして、都市計画費の都市計画総務費、都市計画事業、業務等委託料、緑の基本計画策定業務委託料８２０万６，０００円でございます。都市計画区域内の緑地・公園などの配置や整備方針について計画を策定するもので、それとあわせまして、網走川河畔公園やなかまち緑道の区域等についても検討を図るための委託料でございます。

続きまして、２目の公園維持費、１の公園維持管理事業でございます。一番下の公園施設更新実施設計委託料７２１万８，０００円でございますけれども、これにつきましては、公園長寿命化計画に係るいなみ北公園・あおやま南公園・ひがしまち公園の３公園の公園遊具更新の実施設計を行うものでございます。

次に、１７１ページをお開きいただきたいと思います。

上の工事請負費につきましては、ほかの工事と同様に、工事関係参考資料により御説明を申し上げます。

それから、公共下水道費の公共下水道特別会計繰出金３億８，４４３万７，０００円でございますが、これにつきましては、雨水処理経費・地方債償還金・汚水処理費・水洗便所普及費のほか、基準外繰り出しを一般会計から行うものでございます。

５の住宅費でございます。建築事業、補助金で住宅リフォーム促進補助金７，２６０万円でございますけれども、本年で６年目ということになりますが、２８年度については２００件分について計上をさせていただいたところでございます。

それから、２の新規で住宅施策計画策定事業１，１９５万２，０００円の計上でございますけれども、平成２２年に策定いたしました美幌町住生活基本計画と美幌町耐震改修促進計画の見直しを行うための経費を１，１９５万２，０００円計上したところでございます。

次に、１７３ページをお願いいたします。

このページにつきましては、昨年度と大きな変更はございません。土木費に係る工事関係を御説明申し上げますので、平成２８年度予算工事関係参考資料の用意をお願いしたいと思います。

それでは、１ページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁補修事業でございます。図面の左側の①第２４号道路でございますが、この道路につきましては、平成２５年度から実施しているものでありまして、今年度につきましては、豊岡の三國宅付近で、車道幅員７メートル、延長３２２メートルの補修を行い、平成２８年度で完了しようとするものでございます。

その次に、図面の中ほどの②、第７７０号道路でございます。これは、平成２６年度から実施しております大正橋の橋梁補修費工事でございます。今年度につきましては、車道幅員６メートル、延長１２８メートルの橋面防水及び橋面舗装と伸縮装置２

カ所の交換を行おうとするものでございます。

なお、今年度、延長１２８メートルを実施しますと、橋面舗装は完了となる予定でございます。この二つの路線は、いずれも国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の６で、補助残につきましては、過疎債の活用を予定しております。過疎債は充当率１００％、交付税措置７０％でございます。

続いて、２ページをお願いいたします。

道路整備事業でございます。図面の下のほうから御説明をさせていただきます。

①第１５号道路でございますが、野崎団地南側の津島宅から椎名宅までの車道幅員７．２５メートル、歩道幅員３メートル、延長２７０メートルの改良舗装を行おうとするものでございます。

次に、図面の中ほどより下の②第４６１号道路でございます。旧自衛隊第２官舎松本宅から永原宅までの中間第４６５号道路との重複区間を除いて、車道幅員５．５メートル、延長１０５メートルの改良舗装を行おうとするものでございます。

次に、一番上の図面上段の③第２号道路、栄通でございます。歩道改良で東町１丁目、三橋町１丁目側が児玉宅から高島宅までの１９０メートル、そして、三橋南側がマンションアクトから東雲通までの５０メートルで、いずれも歩道幅員３メートルの改良舗装を行おうとするものでございます。この３路線につきましては、いずれも過疎債の活用を予定しておりまして、過疎債の充当率及び後年度元利償還金の交付税措置は１ページと同じでございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

道路改築事業でございます。図面中央の第２６２号道路でございます。平成２８年度から改良と舗装を年次計画で実施するものでございまして、今年度につきましては、東１条南４丁目の大江宅から南側に向かって大橋宅までの車道幅員８メートル、歩道幅員２．５メートル、延長３０メートルの改良舗装を行おうとするものでございます。

なお、この路線につきましては、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の６、補助残には過疎債の活用を予定しているところでございます。

続きまして、４ページをお開きいただきたいと思います。

公園維持管理事業でございます。平成４年の供用開始から２４年が経過している日の出地区のいなみ北公園の滑り台やターザンロープなどの複合遊具、あるいはスプリング遊具の更新を行おうとするものでございます。この整備に関しましては、国庫補助金として社会資本整備総合交付金、補助率１０分の５、補助残には公共事業債の活用を予定しております。この公共事業債は、起債充当率が９０％、そのうち交付税措置が５０％となるものでございます。

以上、工事について御説明させていただきました。

それでは、予算書にお戻りいただきたいと思います。

１７５ページをお願いいたします。

９款、消防費でございます。消防費の総額につきましては、４億８，２０８万７，０００円であります。

消防費の内容につきましては、各会計予算参考資料により御説明を申し上げますので、各会計予算参考資料の７８ページをお願いしたいと思います。

それでは、９、広域事業組合、美幌・津別広域事務組合負担金内訳でございます。

まず、美幌町と津別町との負担割合でございますけれども、総務の議会費、監査委員費、予備費がそれぞれ５０％ずつ、総務の一般管理費と衛生の火葬場経常費が、美幌町７９．２６％、津別町２０．７４％で、昨年度と同じ負担割合となっております。

次に、消防ですが、通信指令施設管理費とデジタル無線施設整備事業に係る公債費が５０％ずつ、消防本部費及び通信指令業務運営費は、美幌町が７２．３３％、津別町２７．６７％で、昨年に比べ美幌町の負担割合が０．０２％増加しているところでございます。

また、美幌消防費、車両等整備に係る公債費につきましては、美幌町１００％の負担でございます。

新年度の広域事務組合の予算総額は、一番下の左側の５億９，２５３万円で、予算合計のうち美幌町の負担につきましては、右下の欄４億９，４１７万３，０００円で、対前年比２．３％の増となっております。

次に、組合予算の主な事業でございますが、昨年に引き続き、防火意識の向上と自主防災組織の育成・訓練に力を入れるとともに、今年度につきましては、高規格救急自動車の更新及び通信指令設備更新、災害現場での安全管理を図るため、消防団員装備品の整備など、災害に強いまちづくりに努め、住民の安全安心に万全を期してまいりたいと考えております。

また、火葬場の運営でございますけれども、利用者のサービス向上とより効率的な管理運営になお一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは、予算書にお戻りいただきまして、１７７ページをお願いしたいと思います。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩します。

再開は１４時５分といたします。

午後　１時５４分　休憩

午後　２時０５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　予算書の１７７ページになります。

１０款、教育費でございます。教育費の総額が１０億５，８３１万８，０００円でございます。このページの一番下の教育振興事業、補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、多子軽減対象を小３から１８歳へと拡大したことにより、増額となってございます。

次に、１７９ページについては昨年度から大きな変更点はございませんので、１８１ページをお願いしたいと思います。

２目、小学校費の学校管理費、小学校管理事業のうち修繕料でございます。３，３２７万３，０００円でございますが、そのうち１，３８２万４，０００円につきましては、美幌小学校の暖房監視装置修繕を図るものでございます。

また、９０３万７，０００円につきましては、東陽小学校の電気暖房修繕を行うものでございます。４７６万１，０００円につきましては、旭小学校の荷物昇降機、玄関スロープ等の修繕を行うものでございます。

一つ飛んで手数料３６４万４，０００円のうち５４万円につきましては、小学校３校の黒板の塗りかえを１０枚分行うものでございます。

続きまして、１８３ページをお願いいたします。

スケートリンク維持管理委託料６４８万６，０００円でございます。旭小学校のスケートリンク造成につきましても、直営から委託に切りかえることとしたことによりまして、３校のスケートリンク造成委託料として６４８万６，０００円を計上させていただいております。

それから、工事請負費、東陽小学校屋外遊具更新工事につきましては、経年劣化により遊具の更新を図るものでございます。

三つ飛びまして、教育備品２００万円のうち１００万円につきましては、本年１月

２２日に網走信用金庫様より御寄附をいただきましたもので、楽器購入を図ろうとするものでございます。

それから、一番下の積立金でございます。東陽小学校学校林売り払いに伴いまして、その７割分を学校施設整備基金へ積み立てを行うものでございます。

次に、１８５ページをお願いいたします。

一番上の小学校教育振興事業、社会保険料等５万１，０００円、人夫賃等３７２万６，０００円、健康診断委託料３万２，０００円についてでございますけれども、小学校３校に教育支援員２名を配置して、中学年の算数科を中心に習熟度別少人数指導等により、基礎・基本学力の確実な定着を図るため、新たに予算を計上したものでございます。

続きまして、特別支援学級費の２の小学校特別支援学級振興事業の社会保険料等、その下の人夫賃等、そして健康診断委託料につきましては、介助員を１０名から１名ふやし１１名にしたことよる一部増額となっております。

それから、３、中学校費の中学校管理事業、１８７ページをお願いしたいと思います。手数料２３２万４，０００円のうち３７万８，０００円につきましては、小学校同様、黒板７枚の塗りかえを行うものでございます。

それから、施設維持管理等委託料の体育館床塗装業務委託料２６５万５，０００円につきましては、美幌中学校の体育館が経年からワックスが剝がれ、滑る状態にあることから、床の塗装を行おうとするものでございます。

それから、九つほど飛んでいただきまして、美幌中学校自転車小屋撤去委託料３０万円でございます。これにつきましては、来客者及び職員駐車場が手狭な状況にあることから、駐車場の確保を図るために、今、４カ所ございます自転車小屋の１カ所分を撤去するための委託料でございます。

それから、機械器具１１０万７，０００円につきましては、平成６年購入の北中学校除雪機更新を図るものでございます。

次に、１８９ページをお願いしたいと思います。

教育振興費の中学校教材整備事業の庁用備品１，５６２万１，０００円のうち１，２８２万１，０００円につきましては、美幌中学校で平成２３年度に導入したパソコン更新を図るものでございます。

それから、一つ飛びまして、教育備品１１７万４，０００円のうち６８万５，０００円につきましては、新学習指導要領教材としてデジタル教科書などの購入を図ろうとするものでございます。

２の中学校教育振興事業、社会保険料等、その下の臨時職員賃金、一つ飛んで健康診断委託料につきましては、学級編制において学級数の減に伴い教職員定数が減員となることから、町単独で臨時教員１名を配置し、教科指導、生徒指導の確保を図るものでございます。

次に、１９１ページをお願いいたします。

このページにつきましては、昨年と大きな変更はございませんので、１９３ページをお願いしたいと思います。

４の芸術文化振興事業、各種行事等報償から著作権等使用料までにつきましては、町民劇団結成に向けた演劇セミナー等の経費及び、びほーるでのアートギャラリー、ギャラリーコンサートに係る経費について計上させていただいているところでございます。

負担金の芸術文化鑑賞事業負担金４２４万円でございます。文化連盟を中心とした芸術文化鑑賞事業として、劇団四季ミュージカル２００万円、それから、びほーる共催鑑賞事業として日本フィルアンサンブル、またバレエ公演などに１３０万円、また、文化団体招聘鑑賞事業で学校との連携

による子供の鑑賞事業として９４万円をそれぞれ計上しているものでございます。

それから、補助金の芸術文化振興事業補助金３００万円につきましては、指導者招聘事業で、吹奏楽技術講習会補助として４０万円、鑑賞事業としてＳＥＡＭＯコンサート、「いにしえの調べ」、藤原道山、みのや雅彦コンサートなどに２６０万円の予算を計上したところでございます。

続きまして、社会教育施設費の町民会館等管理運営事業でございます。中ほどの燃料費４３万５，０００円のうち３３万７，０００円につきましては、町民会館の改築による仮設事務所の燃料費として３３万７，０００円増額をしているところでございます。

それから、二つ飛んで修繕料２１３万６，０００円のうち１８０万６，０００円につきましては、びほーる舞台仮設電源の取りつけ修繕を行おうとするものでございます。

次に、１９５ページをお願いいたします。

施設維持管理等委託料の機械警備設備移設委託料９万２，０００円につきましては、新規でございますけれども、改築に伴います機器の移設が必要なことから、その機器移設を行うための委託料でございます。

それから、使用料６０万円についてでございますけれども、改築に伴い代替駐車場用地を借りるための使用料２カ所分で６０万円でございます。改築に当たりまして、３３台分が使用不可となることから、２カ所で２５台分の駐車場確保を図るものでございます。

それから、機械器具１９５万７，０００円につきましては、びほーるのスポットライト１７台、マルチケーブル２本の購入を行うものでございます。

次に、１９７ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の機械器具１４万７，０００円につきましては、マナビティーセンターの芝刈り機、刈り払い機をそれぞれ１台ずつ購入を行うものでございます。

次に、１９９ページをお願いいたします。

２の図書館施設維持管理事業の下から四つ目の庁用備品３５万円につきましては、プレハブの物置１台とスチールブックトラックの購入を図ろうとするものでございます。

それから、３、図書館活動促進事業の消耗品費８３８万６，０００円のうち７８万８，０００円につきましては、現在行っておりますゼロ歳児、また、入学時６歳の絵本、児童書の配布に加え、新たに３歳児に対する絵本配布を行うための経費として７８万８，０００円を新たに計上させていただいているところでございます。

それから、業務等委託料、郷土資料デジタル化業務委託料１８０万円についてでございますが、これは債務負担行為の中で説明させていただきました新聞等の貴重な資料のデジタル化を図るものでございます。

次に、２０１ページをお願いしたいと思います。

博物館費でございます。博物館運営事業の修繕料４２３万円のうち７５万６，０００円については博物館裏の舗装修繕を、また、２７７万１，０００円につきましては、館内照明のＬＥＤ化を図るものでございます。

それから、業務委託料の二つ目、博物館ホームページリニューアル委託料、新規で３０万３，０００円を計上しております。これは、平成１７年以来のホームページのリニューアルを図るための委託料として３０万３，０００円を計上させていただいたところでございます。

それから、施設維持管理等委託料の中の１０個目、ヒートポンプ保守点検委託料８２万円につきましては、平成２６年設置の

ヒートポンプ設備について平成２８年度より保守点検が必要となることから、新たに委託料の計上をさせていただいたところでございます。

それから、工事請負費、博物館正面通路改修工事でございます。４９６万８，０００円でございますが、博物館正面通路の一部拡張を行うと同時に、舗装修繕を行うものでございます。

一つ飛びまして、庁用備品３８万９，０００円につきましては、ＬＥＤのバックライトパネル、展示用でございますけれども、このパネル３枚の購入を図ろうとするものでございます。

その下の機械器具２６万４，０００円につきましては、博物館視聴覚室用のスクリーン更新を図るものでございます。

次に、２０３ページをお願いしたいと思います。

２の博物館活動推進事業８２６万６，０００円でございますが、新年度につきましては、昔の美幌をテーマとした特別展、また、相生線をテーマとした企画展について必要な経費として８２６万６，０００円を計上したところでございます。

次に、文化財保護事業の下から三つ目、印刷製本費１０２万６，０００円のうち３５万１，０００円につきましては、美幌町１３０周年に向けて、美幌町指定文化財遺跡・史跡の紹介パンフレットを作成しようとするものでございます。

次に、２０５ページをお願いいたします。

５項、保健体育費のスポーツ推進事業でございます。下の補助金になりますが、内容としては２０７ページをお開きいただきたいと思います。

補助金で上から二つ目、北北海道社会人軟式野球大会補助金２５万円につきましては、本年７月に美幌・網走・津別で開催されます北北海道社会人軟式野球大会の補助でございます。

それから、２のスポーツ大会開催事業の負担金の一番下、１００ｋｍデュアスロン大会負担金３６０万円でございますが、平成２８年度につきましては、第３０回の記念大会となることから、１００万円を増額して、有名選手の招待、あるいは記念メダルの配布等、記念大会にふさわしいものにするため、１００万円の増額を行ったところでございます。

次に、体育施設費の屋内体育施設維持管理事業の教育備品１３０万２，０００円についてでございますが、まず一つは、Ｂ＆Ｇ海洋センターのコースロープの更新を図ろうとするものでございます。

もう一つは、トレーニングセンターの大胸筋強化器具の更新を図ろうとするものでございます。

次に、２０９ページをお願いいたします。

屋外体育施設維持管理事業、修繕料の６９６万５，０００円のうち５３７万円につきましては、スキー場のリフト、ロッジに係る修繕として５３７万円を計上させていただいております。

それから、下の機械器具４１７万７，０００円のうち３９８万円につきましては、平成１３年購入のパークゴルフ場乗用芝刈り機の更新を図ろうとするものでございます。その下の教育備品３７万１，０００円のうち３３万３，０００円につきましては、美富テニスコートのベンチ及び審判台の更新を図ろうとするものでございます。

続きまして、３、体育施設整備事業でございます。消耗品費３０１万１，０００円につきましては、パークゴルフ場のショット台用ゴムチップマットを３６枚、それから、トイレ用ポンプを１０個、折りたたみテーブルを２２台、パイプ椅子を４４脚購入を図るものでございます。

その下の修繕料８０８万８，０００円につきましては、パークゴルフ場のいちいコース、つつじコースのグリーン及び大正橋

コースのバンカー、グリーンの修繕及び入り口道路の修繕を図ろうとするものでございます。

その下の手数料６万４，０００円につきましては、公認コース取得に係る経費でございます。

次に、２１１ページをお願いいたします。

業務等委託料、植栽業務委託料１１９万９，０００円でございますが、これはパークゴルフ場の再整備にあわせまして、低木６０株、高木５本の植栽を行うための委託料でございます。

その下のスコアボード作製委託料につきましては、スコアボードを３基、スコアカードを２４０枚作成をするための委託料として５０万３，０００円でございます。

簡易トイレ設置委託料２，５９２万円につきましては、移動式トイレ４基の設置を行うものでございます。

その下のプレハブ休憩室設置委託料２，６４６万円につきましても、簡易休憩式のプレハブ休憩室４基の設置を図ろうとするものでございます。

それから、その下の散水設備整備委託料３９９万６，０００円につきましては、散水用ホース７７０メートルについての整備を図るものでございます。

その下の駐車場等整備委託料２００万２，０００円につきましては、駐車場の砂利敷き等の整備を行おうとするものでございます。

それから、芝生等再生業務委託料につきましては６４８万円ですが、いちい、つつじ、さくら、しらかば、大正橋の各コースの芝生再生を図るための委託料６４８万円でございます。

それから、その下、車両の２，７９９万４，０００円につきましては、クロスカントリーコース用の圧雪車購入を図るものでございます。

それから、教育備品７６１万８，０００円につきましては、引き上げ式ホールカップを８１個、ベンチ９脚、コース案内図８１枚、クラブスタンド１２個、ポールスタンド一体型スタート抽選器９個、椅子用台車１台の購入を図るものでございます。

続きまして、３目、学校給食センター費でございます。下の２の学校給食センター維持管理事業、修繕料６１５万７，０００円のうち１２２万１，０００円はマイコンスライサー、２１９万５，０００円は受水槽、そして、８７万５，０００円はグランドケトル攪拌機の修繕を図るものでございます。

次に、２１３ページをお願いいたします。

工事請負費、学校給食センター屋根改修工事２，００１万１，０００円につきましては、平成９年の開設から年数が経過していることから、屋根の改修を行おうとするものでございます。

それから、庁用備品７５４万５，０００円につきましては、検食保存用冷蔵庫１台、スプーン・食器洗浄機及び食缶洗浄機のリース満了による買い取り費用、それから、ステンレスコンテナ７台の購入をするものでございます。

次に、２１５ページをお願いいたします。

１１款、公債費でございます。公債費の総額につきましては、１１億３，９３４万９，０００円でございます。

まず、町債元金償還金でございます。公債費の残高につきましては、平成２７年度末で８６億５，９０８万４，０００円、新年度の償還額がこの予算の１０億３，３４２万７，０００円、借り入れ予定額が先ほど地方債で申しました６億９，１３９万１，０００円ですので、平成２８年度末の残高見込みとして８３億１，７０４万８，０００円となる見込みでございます。

それから、利子でございます。町債利子償還金につきましては１億４７８万円を、

２番目の一時借入金利子につきましては、それぞれ１００万円を計上いたしております。

それから、３の公債諸費、登録債支払事務１４万２，０００円の手数料につきましては、市町村共済組合が引き受け先となりました平成１６年借り入れの保健福祉総合センター建設分の登録債の事務手数料でございます。

次に、２１７ページをお願いいたします。

１２款、職員給与費でございます。総額が１３億７，２２８万１，０００円でございます。

まず、特別職給２，０７７万５，０００円につきましては、町長、副町長及び教育長の９月から３月までの７カ月分の給与でございます。

その下の一般職給につきましては、５カ月分の教育長給与及び職員１７２名分の給与でございます。

次に、２１９ページをお開き願います。

１３款、予備費でございますけれども、前年と同額の１００万円を計上しております。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、予算書の２０ページにお戻りいただきたいと思います。

２、歳入でございます。

まず、町税でありますが、前年度より１，０５７万５，０００円増の２１億８，７８１万５，０００円、率にして０．５％の増を見込んでおります。個人町民税につきましては、昨年は総じて出来秋が好調でありましたので、農業所得の伸びが期待できる一方で、地域の経済循環は依然として厳しく、給与所得や営業所得の増加を見込める状況にないことから、２７万９，０００円の増ということで、ほぼ前年度と同額を計上させていただいたところでございます。

次に、法人町民税につきましては、法人税割の税率が平成２６年１０月以降の事業開始年度から引き下げとなっており、その影響が１年を通して及ぶことから、１，２１５万３，０００円の減で計上したところでございます。

次に、固定資産税でありますが、新築家屋の増加、設備投資による償却資産の増加などにより、総額で１，１３６万５，０００円の増を見込んだところでございます。

軽自動車税につきましては、税制改正に伴う税率の引き上げにより１，０５４万６，０００円の増で計上しているところでございます。

町たばこ税につきましては、健康志向を背景に売り上げ本数が減少傾向にありますので、５７万３，０００円の減を見込んでおります。

次に、２３ページをお開きいただきたいと思います。

地方譲与税でございます。地方揮発油譲与税については、地方揮発油税の４２％が市町村の道路延長及び面積に基づいて譲与されるもので、地方財政計画の見通し、あるいは、町の計算見込みを勘案の上、４，２２８万円で、１３９万８，０００円の減を見込んだところでございます。

自動車重量譲与税につきましては、自動車重量税の３分の１が市町村の道路延長及び面積に基づいて譲与されるもので、平成２２年度からは、暫定措置として、その割合が１，０００分の４０７に引き上げとなっております。算定に当たりましては、地方財政計画の見通し、町の決算見込みを勘案の上、９，６１６万７，０００円で、１５１万４，０００円の増を見込んだところでございます。

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の９分の２が騒音で生じる障害の防止対策などに充てるために関係する自治体に譲与されるもので、町の決算見込みを踏まえ、９万９，０００円を見込んだところでございます。

地方道路譲与税については、平成２１年度の道路特定財源の一般財源化に伴います科目設定となります。

次に、２５ページをお願いします。

利子割交付金でございますけれども、道民税の利子割額の９９％について、その５分の３相当額が市町村の個人道民税額で案分して交付されます。これも、地方財政計画の見通し、町の決算見込みを勘案の上、３７３万２，０００円で、１３４万６，０００円の減を見込んだところでございます。

次に、２７ページをお願いいたします。

配当割交付金でございます。個人に係る一定の上場株式配当に対し５％が特別徴収されますが、その９９％の５分の３相当額が市町村へと交付されるものでございます。これも同じく、地方財政計画の見通しを踏まえ１，７１８万８，０００円、８３２万８，０００円の増と見込んだところでございます。

次に、２９ページになります。

株式等譲渡所得割交付金でございます。所得税において源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得に対して、特別徴収税額の９９％の５分の３相当額が交付されるものでございます。

これも、地方財政計画の見通し、町の決算見込みを勘案して１，３０３万円の増を見込んだものでございます。

次に、３１ページになります。

地方消費税交付金については、地方財政計画の見通し、町の決算見込みを勘案の上４億２，４００万円、７，４７８万３，０００円の増を見込んでおります。地方消費税は、その税負担を最終消費者に求める多段階から成る消費課税で、流通段階においては最終的な消費地を把握できないことから、都道府県間において、消費に関連した基準を用いて精算することとなっております。

その精算後の金額の２分の１相当額を市町村の人口及び従業者数で案分し、交付されますが、平成２６年４月の税率引き上げによりまして、地方消費税は１．７％、消費税を合わせた税率８％で課税をされているところでございます。

なお、引き上げ分の地方消費税交付金につきましては、その全額を社会保障経費へ充てることとなっておりまして、予算書の参考資料の７９ページにその使途について明示しておりますので、参考としていただきたいと思います。

次に、３３ページ、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税額の９５％の１０分の７相当額を市町村の道路延長と面積に応じて案分し、交付されるものでございます。これも、地方財政計画の見通し、町の決算状況を勘案の上、１，９２３万５，０００円で、１９万円の増を見込んだところでございます。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金についてでございます。これにつきましては、自衛隊が使用する飛行場・演習場・弾薬庫・燃料庫に要する土地及び建物、工作物などの固定資産に対して市町村の財政状況等を考慮して交付されるもので、いわゆる基地交付金と呼ばれるものでございます。町の決算見込みを踏まえて３６万１，０００円を計上したところでございます。

次に、３７ページ、地方特例交付金でございます。所得税から住民税への税源移譲の影響により、所得税から控除し切れなくなった住宅借入金等特別税額控除について、翌年度の個人住民税からも控除が受けられることとなり、住民税の減収分を補塡するために創設されたものでございます。これも、地方財政計画の見通し、町の決算見込みを勘案の上、４９３万４，０００円で、１０４万６，０００円の増と見込んだところでございます。

次に、１０款、地方交付税でございます。３９ページになります。

地方交付税につきましては、前年度と同額の３８億４，０００万円を計上しております。地方交付税は、地方公共団体がひとしく行政サービスを提供できるよう財源調整と財源補償の観点から一定のルールに基づいて国から交付される一般財源で、歳入全体の約４割を占めるものでございます。

平成２８年度の地方交付税の総額につきましては、税収がリーマンショック以前の水準にまで回復したことから、歳出特別枠が廃止される一方で、人口減少対策として昨年創設されました、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き１兆円確保されるなど、出口ベースとしては１６兆７，００３億円と、前年度とほぼ同水準の額が確保されたところでございます。

これらの状況を踏まえ、また、地方財政計画の見通しを勘案した上で本町に交付される平成２８年度の地方交付税を推計したところ、普通交付税につきましては、基準財政需要額において特別枠である地域経済・雇用対策費の減、また、平成２７年国勢調査結果に基づく包括算定経費の減、それから、基準財政収入額においては地方消費税交付金の増などが見込まれます。

また、特別交付税につきましては、不採算地区病院に係る経費を初め、本町の特殊事情に応じて交付される分が見込まれること、これらを勘案して前年度と同額の計上としたところでございます。

次に、４１ページ、交通安全対策特別交付金でございます。これは、交通違反反則金から事務費を除いた額について、交通事故の発生件数や人口集中地区の人口割合、改良済み道路延長などに基づいて交付されるものでございます。これも、地方財政計画の見通し、町の決算状況を見込み、３５３万３，０００円を計上したところでございます。

次に、４３ページ、分担金及び負担金でございます。総額５，８８２万円、４，５０８万７，０００円の減を見込んでおります。農林水産業費分担金は、美禽地区の事業完了、田中・豊栄・昭美・稲都福梅の各地区における事業規模の縮小に伴い４，７３４万９，０００円の減、２，９６２万６，０００円を見込んでいるところでございます。

それから、民生費負担金につきましては、利用者増に伴う児童発達支援給付費負担金などの増加に伴いまして１８８万４，０００円の増、２，８８１万６，０００円を計上したところでございます。

商工費負担金は、美幌町消費生活センター設置に係る消費生活相談業務負担金として新たに津別町からの負担金３７万８，０００円を計上したところでございます。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩いたします。

午後　２時４２分　休憩

〔東日本大震災犠牲者・黙禱〕

午後　２時４７分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それでは、予算書の４５ページになります。

使用料及び手数料でございます。総額２億７，５０７万３，０００円で、８１６万４，０００円の減でございます。使用料の主な増減理由といたしましては、民生使用料、児童福祉使用料について、多子軽減の拡充に伴います季節保育所利用料及びへき地保育所利用料の減額により２６８万３，０００円、また、商工使用料について、昨年７月に移住体験住宅を開設したことに伴い１９万８，０００円の増、社会教育使用料について、町民会館の改築に伴い、６月をもって現施設の使用を中止する予定であることから、３２６万４，０００円の減額をそれぞれ計上したところでございます。

続きまして、４７ページ、手数料でございます。手数料につきましては、昨年度と大きな変更点はございませんので、次に４９ページをお願いしたいと思います。

国庫支出金でございますが、国の制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額につきましては８億２，９５９万５，０００円、１億９，１９６万３，０００円の増となってございます。

主な理由といたしましては、社会福祉費補助金について、年金生活者等支援臨時福祉給付金の給付事務費・事業費補助金として１億２，２４６万９，０００円を計上しているところでございます。平成２８年度中に６５歳以上となります低所得者の高齢者・障害・遺族基礎年金受給者を対象に１人につき３万円を支給するもので、事業費の全額が国費で賄われているものでございます。

同じく国庫補助金で道路橋梁費補助金について、社会資本整備総合交付金として８，９２０万円を計上していますが、前年度から５，０９８万円の増となっているところでございます。

これにつきましては、第２６２号の道路改良、除雪グレーダーの更新、道路ストック調査業務などに伴う増でございます。

その下の都市計画費補助金の１，９６３万円につきましては、公園施設長寿命化に係る社会資本整備総合交付金の増でございます。

次に、５１ページ、委託金につきましては、昨年度と大きな変更点はございませんので、５３ページ、道支出金をお願いしたいと思います。

道支出金につきましても、国庫支出金と同様に、各種制度や事業の実施に伴う負担金及び補助金、委託金を計上するもので、総額につきましては６億６，０１０万７，０００円、１，８９８万６，０００円の増となります。

主な理由といたしましては、道路橋梁費負担金について、駒生川改修に関連する町道橋梁設計負担金として１，４１０万円、事業主体となる北海道が全額負担するものでございます。

また、社会福祉補助金について、権利擁護人材育成事業費補助金として８３万５，０００円、市民後見人の養成経費に対する補助金でございます。

同じく道補助金で農業費補助金について、５５ページになりますけれども、多面的機能支払事業補助金として８，３３３万１，０００円を計上しております。事業の実施区域が前年度の６地区から町内全域へと拡大されるため、大きく増額しているものでございます。

また、統計調査費委託金について、１５１万円を計上しています。前年度は５年に一度の国勢調査がございましたので、９４０万９，０００円の減額ということになっております。

次に、５７ページでございますけれども、住宅費委託金につきましては、前年と大きく変わりはございません。

次に、５９ページ、財産収入でございます。財産収入につきまして、総額で４，１３０万５，０００円、２６３万５，０００円の増で計上させていただいております。

財産運用収入につきましては、低金利の影響による預金利率の引き下げに伴い、２，４１０万円と１９５万７，０００円の減で見込んだところでございます。

財産売払収入については１，７２０万５，０００円と４５９万２，０００円の増を見込んでおります。これは、一般林売払代の増のほか、温泉施設の業務に支障がないことを確認の上、新たに温泉水売払代として１０８万円の収入の計上をしたところでございます。

次に、６１ページ、１７款、寄附金でございます。前年度の１，００６万円に対して、本年度は予算額６，５０４万６，００

０円と大幅な増となってございます。ふるさと寄附金につきましては、前年度からポイント制度、クレジット決済を導入したことによりまして、平成２７年度の決算見込み額は１億円に達する見通しでございます。このため、本年度のふるさと寄附金を６，５００万円と見込み、歳出で御説明いたしましたとおり、返戻品を発送するための経費として３，２５０万円を計上したところでございます。

次に、６３ページ、１８款、繰入金でございます。

繰入金につきましては、各事業費の財源に充てるため、それぞれの基金から繰り入れを行うもので総額２億６６７万６，０００円を計上したところでございます。

財政調整基金につきましては、１月２２日、網走信用金庫様から創立９０年を記念して１００万円の御寄附をいただいたもので、本年度において小学校吹奏楽の楽器購入費用に充てるものでございます。

また、減債基金については、平成２５年度の給与削減相当額を緊急防災・減債事業債の償還費用に充てるものでございます。

また、パークゴルフ場及び室内ゲートボール場施設整備基金については、網走川河畔公園パークゴルフ場の再整備に要する経費に充てるものです。

なお、学校施設整備基金及び代替輸送確保対策事業基金につきましては、本年度に繰り入れを予定しておりませんので、廃目となっているところでございます。

続きまして、６５ページ、繰越金についてでございますが、平成２７年度の繰越金として１，０００万円を計上したところでございます。

次に、２０款、諸収入でございます。ただいままで御説明を申し上げました各費目に該当しない収入につきまして計上するもので、７１ページまで総額５億６，２５２万６，０００円を見込んだところでございます。

重立ったものといたしましては、７１ページの中ごろに、いきいきふるさと推進事業助成金３００万円がございます。これは、第２５回ふるさと祭りに１００万円、１００ｋｍデュアスロン大会に１００万円、冬まつり１００万円、計３００万円の助成金を見込んでいるものでございます。

それから、一番下の退職手当事前納付金清算分５，０５６万２，０００円につきましては、職員の退職手当組合負担金の事前納付金の清算による還付金でございます。

次に、７３ページ、町債でございます。総額は６億９，１３９万１，０００円の計上でございます。詳細につきましては、「第３表　地方債」で御説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上、平成２８年度の一般会計予算につきまして御説明を申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　暫時休憩をします。

再開は１５時５分といたします。

午後　２時５７分　休憩

午後　３時０５分　再開

○議長（大原　昇君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、提案者からの説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（藤原豪二君）　議案は２１０ページでございます。

議案第３９号平成２８年度美幌町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

予算書は２８５ページでございます。

平成２８年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３１億８，００４万７，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

３１４ページをお開き願います。

３、歳出について御説明いたします。

１款、総務費、１項、総務管理費、１目一般管理費の８，１１１万９，０００円の主なものといたしましては、９名分の職員人件費及びレセプト点検等の臨時職員、または産休代替職員を含め３名の賃金と事務費でございます。

２目、連合会負担金は前年同額の１５０万２，０００円でございます。

一番下の２項、徴税費、１目、賦課徴収費３４５万２，０００円につきましては、次の３１６ページ、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費等でございます。この中では、備品購入費の車両取得に係る費用１３６万４，０００円が増加してございます。

３項１目、運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の非常勤職員報酬、委員報酬１２万９，０００円でございます。

４項１目、趣旨普及費につきましては、消耗品費３９万１，０００円についてはジェネリック医療品利用啓発パンフレット、それから、国保制度改正のパンフレット等でございます。

業務等委託料５万８，０００円は昨年同様のジェネリック医療品利用差額通知書作製委託料でございます。

次に、３１８ページ、３１９ページでございます。

２款、保険給付費、１項、療養諸費、１目、一般被保険者療養給付費１５億３，５３０万６，０００円につきましては、過年度の受診件数、それから、療養給付金の実績を推計いたしまして、前年度対比３，０３１万９，０００円の減額を見込んでおります。

その下の退職被保険者等療養給付費１億６６９万５，０００円につきましては、６０歳以上６５歳未満で厚生年金などの老齢年金受給者の給付費でございます。過年度の受診件数、それから、療養給付金の実績を推計いたしまして、前年対比は１，９５８万４，０００円の減額となっております。

３目、一般被保険者療養費、４目、退職被保険者療養費につきましては、若干減少しておりますが、ほぼ前年並みの見込みでございます。

２項、高額療養費、一番下の１目、一般被保険者高額療養費２億８７５万１，０００円は、高額な治療に係る給付費の増加を見込んでおりまして、前年対比１，３８２万７，０００円の増額となっております。

次に、３２０ページ、３２１ページでございます。

２目、退職被保険者等高額療養費２，０６５万８，０００円につきましては、退職被保険者の一部負担金が一定額を超える場合につきましての給付費でございます。過年度の実績を勘案いたしまして、前年対比２０８万３，０００円の減額を見込んでおります。

下から３行目、４項、出産育児諸費、出産育児一時金１，６８０万９，０００円につきましては、昨年と同額の４０人分を見込んでおります。

５目、葬祭諸費、次のページ１目、葬祭費につきましては、昨年は４８名を見込んでおりましたが、平成２８年度は５０名分を見込んでおります。３万円掛ける５０人分でございます。

次の３２４ページ、３２５ページでございます。

３款、後期高齢者支援金等２億９，３４０万９，０００円につきましては、国が算定したゼロ歳から７４歳までの現役世代が後期高齢者医療制度へ負担する支援金でございます。それから、事務費拠出金でもございます。

次に、３２６ページ、３２７ページをお開きいただきたいと思います。

４款１項１目、前期高齢者納付金１２万１，０００円、そして、その下の前期高齢

者関係事務費拠出金２万１，０００円につきましては、６５歳から７４歳までの前期高齢者について、各保険者間の医療費の財政調整制度に係る納付金と事務費の拠出金でございます。

次に、３３０ページ、３３１ページをお開きいただきたいと思います。

６款、介護納付金１億１，５０７万６，０００円につきましては、４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る分を社会保険診療報酬支払基金に支払うものでございます。

次に、３３２ページ、３３３ページでございます。

７款１項、共同事業拠出金、１目、高額医療費拠出金５，４５４万円４，０００円は高額な医療費の発生に伴う市町村保険者の急激な負担増となることの分散を図るために、保険者の財政運営の安定化を図るため、国保連合会が行う事業でございます。これは、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費のうち、超えた部分の１００分の５９相当額が国保連合会から交付されるものでございます。

なお、拠出金のうち、国が４分の１、道が４分の１、町が２分の１負担することになっております。

その下、２目、保険財政共同安定化事業拠出金６億７，６０１万３，０００円につきましては、これも保険者間の保険料の平準化、それから、財政運営の安定化を図るため、これも国保連合会が行う事業でございます。前年までレセプト１件当たり８０万円までの医療費を対象とした交付金でございます。１００分の５９相当額が国保連合会から交付されるというものでございます。

次に、３３４ページ、３３５ページでございます。

８款、保健事業費、１目、保健衛生普及費、健康づくり推進事業２，４９４万１，０００円につきましては、健康相談・健康教育・啓蒙活動・がん検診・脳ドック・個別予防接種負担金等の事業推進に要する事業費並びに事務費となっております。

なお、がん検診負担金８３０万５，０００円につきましては、ピロリ菌検査を拡充しております。

それから、脳ドック負担金２０９万円、個別予防接種負担金２７５万円、エキノコックス症検査負担金２７万４，０００円、それから、肝炎ウイルス検査負担金１９万４，０００円、健康等の受診率向上の取り組みを推進するとともに、早期による医療費削減効果があることを踏まえまして、健康づくりのための運動指導業務負担金４７５万７，０００円、合わせて国保加入分に係る費用を国保会計で負担するというものでございます。

２項、特定健康診査等事業費１，３１９万５，０００円につきましては、医療費の増大の要因の一つであるメタボリックシンドロームを予防して生活習慣病の重症化を防ぐことを目的に、平成２０年度から実施している４０歳から７４歳までの方を対象に、平成２８年度においても、さらに受診率向上を図るものでございます。

また、一番下の備品購入費、庁用備品１４８万５，０００円につきましては、より充実した分析を行うため、健康データ集計分析システムの導入経費をここに計上しております。

３３８ページ以降、昨年度と大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

歳入につきましては、２９４ページをお開きいただきたいと思います。

１款、国民健康保険税、総額５億８，８７９万７，０００円につきましては、前年対比で２，８４０万９，０００円の減額でございます。これにつきましては、給与所得の減少、保険料率を改正しております。それから、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されたことによる減少、そ

れから、保険者数の減少もございますので、このような積算となっております。

次に、２９６ページ、２９７ページをお開きいただきたいと思います。

２款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、療養給付費等負担金、現年度分５億１，６９２万２，０００円につきましては、療養給付費・介護納付金・後期高齢者支援金等の３２％が国から負担されるものでございます。

その下の２目、高額医療費共同事業負担金１，３６３万５，０００円につきましては、国の負担分４分の１でございます。

その下の３目、特定健康診査等負担金１５８万１，０００円は補助率３分の１でございます。

一番下の２項、国庫補助金、１目、財政調整交付金１億２，１６３万７，０００円につきましては、市町村の財政力の不均衡を是正するため交付されるものでございます。調整交付金の交付額は、９％のうち７％が普通調整交付金、２％が特別調整交付金として措置されるものでございます。

２９８ページ、２９９ページをお開きいただきたいと思います。

３款、療養給付費等交付金１億１，６２１万２，０００円につきましては、退職医療に係る費用のうち、退職者分の保険税以外で賄うことができない費用について社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、３００ページ、３０１ページでございます。

前期高齢者交付金４億５，４４９万７，０００円につきましては、６５歳から７４歳までの加入者の医療費負担の保険者較差を調整するため社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、３０２ページ、３０３ページでございます。

５款、道支出金、１項、道負担金、１目、高額医療費共同事業負担金１，３６３万５，０００円は、高額医療費の４分の１を道が負担するものでございます。

２目、特定健康診査等負担金１５８万１，０００円につきましても、３分の１が道負担金でございます。

２項、道補助金、１目、財政調整交付金１億５１９万２，０００円につきましては、９％のうち６％が普通調整交付金、３％が特別調整交付金として北海道から交付されるものでございます。

次に、３０４ページ、３０５ページでございます。

一番下の保険財政共同安定化事業交付金６億７６０１万３，０００円につきましては、歳出で説明いたしました事業に係る交付金でございまして、レセプト１件当たり８０万円を超える医療費のうち超えた医療費が対象となり、交付されるものでございます。

次に、３０８ページ、３０９ページをお開きいただきたいと思います。

８款、繰入金、１項、他会計繰入金、１目、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金軽減分１億７３万２，０００円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者に係る保険税軽減分でございます。２割、５割、７割について一般会計に収入される北海道負担分の４分の３と美幌町負担分の４分の１を合わせて繰り入れるものでございます。

その下、保険基盤安定繰入金支援分４，９９１万５，０００円につきましては、保険税の軽減対象の５割、７割となった一般被保険者数に応じた平均保険税の一定割合を公費で一般会計に国・北海道から収入される分と美幌町分を繰り入れするものでございます。

その下のその他一般会計繰入金５，８８７万２，０００円につきましては、国保事業の運営に要する９名分の人件費、それから、事務費・出産育児一時金の一部・国保財政安定化支援分の交付税措置される分を

繰り入れるものでございます。

その下の２項、基金繰入金、国民健康保険基金繰入金３億２９４万９，０００円につきましては、保険税等の収入不足を補塡するため繰り入れるものでございます。

以上でございます。

次に、議案２１１ページでございます。

議案第４０号平成２８年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

予算書は３５３ページでございます。

平成２８年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億７，６５６万９，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

３７０ページ、３７１ページでございます。

３、歳出について御説明いたします。

１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費９０７万１，０００円の主なものにつきましては、職員１名分の人件費と事務費でございます。

その１段下、２項、徴収費、３４万８，０００円につきましては、後期高齢者医療費の賦課徴収に係る経費でございます。

次に、３７２ページをお開きいただきたいと思います。

２款、後期高齢者医療広域連合納付金２億６，６６９万円につきましては、保険料の減によりまして対前年比１，２０２万６，０００円の減額となっております。

以降、大きな変更はございません。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

３６０ページ、３６１ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、後期高齢者の医療費等につきましては、患者の自己負担１割を除きまして、公費負担約５割を国が４、北海道が１、美幌町が１の割合で後期高齢者支援金として約４割を各保険者が負担して、残り１割を保険料で賄っているということでございます。

一番上の１款、後期高齢者医療保険料総額１億７，８４４万６，０００円につきましては、２年ごとに定める広域連合への保険料率改定により前年度対比１，６２５万２，０００円の減額となっております。

次に、３６２ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の２款、繰入金、１項、一般会計繰入金、１目事務費繰入金１，６０６万６，０００円につきましては、広域連合への事務費負担金と町の事務費分の繰り入れでございます。

その下、２目、保険基盤安定繰入金８，１６０万３，０００円につきましては、保険料の低所得者に対する９割、８．５割、５割、そして２割、軽減分につきまして一般会計で収入される４分の３の北海道負担金に美幌町負担分の４分の１を加えまして一般会計から繰り入れるものでございます。

保険料の軽減額の増加によりまして、前年度対比３８６万５，０００円の増額となっております。

後期高齢者特別会計は以上でございます。

次に、議案２１２ページでございます。

議案第４１号平成２８年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書は３８５ページでございます。

平成２８年度美幌町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１７億８３７万８，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

４１０ページ、４１１ページでございます。

３、歳出について御説明いたします。

１款、総務費、１項、総務管理費、１目、一般管理費３，０８１万６，０００円の主なものにつきましては、職員４名分の人件費と事務費等でございます。

その下、２項、徴収費４１万８，０００円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費等でございます。

３項、介護認定審査会費１，７５１万７，０００円につきましては、介護認定審査会の運営に関する経費、４１２ページの２目、認定調査費１，１２３万６，０００円につきましては、臨時職員の賃金等の経費を予算計上しております。

４１４ページ、４１５ページでございます。

２款、保険給付費、１項、介護サービス等諸費、１目、居宅介護サービス給付費８億７，９３０万４，０００円につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、特定施設入所者生活介護の利用人数、それから、日数等の増加でございます。

平成２８年４月より小規模通所介護が地域密着型施設に該当することになりましたので、前年度より４，０６７万４，０００円の増額となったところでございます。

その下、２目、施設介護サービス給付費５億１，２３４万３，０００円につきましては、大きな変更はございません。

２項、介護予防サービス等諸費、１目、居宅介護予防サービス給付費８，５７８万９，０００円につきましては、要支援１と要支援２の方が利用するホームヘルプ、デイサービスなどの費用を推計計上しております。

その下の３項、高額介護サービス等費３，２０２万円につきましては、自己負担の合計額が一定の額を超えた場合、利用者への払い戻しを行います。所得の把握方法の変更によりまして上限額が見直しされたことにより９９万２，０００円の増額でございます。

４１６ページをお開きいただきたいと思います。

４項、高額医療合算介護サービス等費４６４万１，０００円につきましては、前年同額の見込みでございます。

上から２段目、５項、特定入所者介護サービス等費９，１７２万３，０００円につきましては、平成１７年１０月から施設介護サービス利用に係る食費、居住費並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護の利用に関する食費、居住費が保険給付の対象外の自己負担となったことから、低所得者、これは所得段階１から３の方ですけれども、この利用者に対して、施設の設定金額と所得段階ごとに設けられた負担限度額との差額を保険給付から給付する制度でございます。

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護の食費及び居住費の件数の変化がございませんので、前年同額を見込ませていただいております。

それから、６項、その他諸費、審査支払手数料１６６万７，０００円につきましては、件数の増加を見込みまして９万４，０００円の増加でございます。

４１８ページでございます。

３款、地域支援事業費、１項、介護予防事業費１，０６１万３，０００円につきましては、主に介護予防教室等に係る事務事業協力報償でございますが、負担金７９３万８，０００円のうち運動指導業務負担金７９２万８，０００円をしゃきっとプラザ運動指導員等の経費として、６５歳以上の利用者割合で負担するということで増額でございます。

２項、包括的支援事業費・任意事業費、１目、包括的支援事業費２，４８９万９，０００円につきましては、主に包括支援セ

ンターへの運営委託料でございます。

２目、任意事業費１，６３２万７，０００円につきましては、認知症高齢者の見守り事業、非課税世帯への紙おむつ支給事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者配食事業、シルバーハウジングなどの利用の経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入でございます。

３９２ページでございます。

１款、保険料、１項１目、第１号被保険者介護保険料２億９，５８８万２，０００円につきましては、平成２７年度から平成２９年度までの美幌町高齢者保健福祉計画・第６期介護保険事業計画に基づきまして、３年間の介護保険事業量を見込んで、それに伴う第１号被保険者の保険料２２％として普通徴収分、特別徴収分を計上しております。

３９４ページです。

２款、分担金及び負担金、１項、負担金、１目、認定審査会負担金３２６万４，０００円は審査会の経費負担で、津別町が２５．７３％です。大空町は２６．６３％です。美幌町が４７．６４％、これを案分して負担しております。

３９６ページでございます。

３款、国庫支出金、１項、国庫負担金、１目、介護給付費負担金２億９，５８８万１，０００円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費でございます。居宅は２０％、施設介護は１５％の国庫負担分でございます。

その下、２項、国庫補助金、１目、調整交付金１億２，８５９万８，０００円につきましては、給付費総額に対しまして基本給付率は８％で交付されるものでございます。

３項、地域支援事業交付金、１目、介護予防事業交付金２６４万９，０００円につきましては、事業費総額の２５％が交付されるものでございます。

２目、包括的支援事業・任意事業交付金１，２５６万８，０００円につきましては、包括的支援事業の３９％が交付されます。

３９８ページでございます。

４款１項、支払基金交付金、１目、介護給付費交付金４億５，００９万７，０００円につきましては、各種介護サービス費に対する２８％の支払基金負担分でございます。

その下、２項１目、地域支援事業交付金２９６万７，０００円も２８％の交付金でございます。

４００ページでございます。

５款、道支出金、１項、道負担金、１目、介護給付費負担金２億２，６５５万４，０００円につきましては、各種介護サービス費に対する介護給付費でございます。居宅介護サービスでは１２．５％、施設介護サービスでは１７．５％が北海道の負担分でございます。

２項、地域支援事業交付金、１目、介護予防事業交付金１３２万５，０００円につきましては、北海道１２．５％の負担でございます。

２目、包括的支援事業・任意事業交付金６２８万４，０００円につきましては、北海道１９．５％の負担でございます。

４０４ページでございます。

７款、繰入金、１項、一般会計繰入金、１目、介護給付費繰入金２億９３万６，０００円につきましては、各種介護サービス費に対する１２．５％の一般会計繰入金でございます。

２目、地域支援事業繰入金１，６５４万７，０００円につきましては、介護予防事業繰入金が１２．５％の１３２万５，０００円、包括的支援事業・任意事業繰入金が１９．５％の１，５２２万２，０００円の一般会計繰入金でございます。

３目、低所得者保険料軽減繰入金は、第１号被保険者の第１階層の軽減分でござい

ます。３６９万１，０００円の繰り入れでございます。

４目、その他一般会計繰入金４，５４６万６，０００円につきましては、職員給与４名分、それから、事務費の繰り入れでございます。

２項、基金繰入金、１目、介護保険基金繰入金１，５４７万４，０００円は、歳出の不足を基金から繰り入れるものでございます。

なお、２８年度の基金残高見込みは４，７９０万７，０００円の見込みでございます。

介護保険特別会計は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　予算書の４３７ページをお開き願います。

議案第４２号平成２８年度美幌町公共下水道特別会計予算について御説明申し上げます。

平成２８年度美幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億９，０２８万７，０００円と定める。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債につきましては、「第２表　地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は６億円と定める。

次に、４４０ページをお開き願います。

「第２表　地方債」であります。

起債の目的でありますが、初めに、公共下水道事業、限度額は１億３，０３０万円であります。この内訳でありますが、終末処理場水処理設備機械・電気設備更新工事監理委託料、事業費７０７万２，０００円のうち起債額３５０万円、同じく機械設備更新工事、事業費８，６５２万円のうち起債額３，８９０万円、同じく電気設備更新工事、事業費１億８，７９５万５，０００円のうち起債額８，４６０万円、公共汚水桝設置工事１０カ所、起債額３３０万円であります。充当率は、公共下水道債１００％であります。

その下の下水道資本費平準化債は、限度額６，２６０万円であります。資本費平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下の公共下水道事業特別措置分は、限度額３，１７０万円であります。平成１８年度に繰り出し基準が見直しされ、交付税措置の事業費補正が元利償還金の７０％から６０％に減額されたことによる、その差分を特別措置分として発行が認められているものであります。合計２億２，４６０万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明申し上げますので、４５８ページ、４５９ページをお開き願います。

１款１項１目、公共下水道事務であります。一般職給１，５３１万３，０００円から職員共済費等５１４万８，０００円までは、下水道事務に従事している職員４名分の人件費であります。

その下の業務等委託料の使用料収納事務委託料２，３６９万１，０００円は、下水道使用料の賦課徴収事務を水道事業に委託しておりますので、その事務費用を水道事業会計に支払うものであります。算出根拠としましては、上下水道料全体に対する下水道使用料の件数割合としまして４８．３５％で算出しております。

その下の負担金の中の上から６行目、水道事業会計負担金３６４万９，０００円で

ありますが、下水道排水設備の新設や改良・改造の受け付けと検定を水道事業に委託しておりますので、担当者の人件費を含む経費としまして２５％を水道事業会計に支払うものであります。

公課費１，５２０万５，０００円は消費税であります。

次に、２目の１、終末処理場維持管理事業については、終末処理場施設の運転と維持管理に係る費用を計上しております。

維持管理事業の中の光熱水費３，７９４万７，０００円は、処理場と５カ所のマンホールポンプ場で使用する動力の電気料と処理場の水道使用料であります。

その下の修繕料１，８１４万４，０００円は、供用開始から３５年が経過している処理場の機器類の修繕であります。このページの最後の行の産業廃棄物処理委託料１，３２５万７，０００円でありますが、下水処理後の脱水汚泥に係る処理費用を計上しております。

４６０ページ、４６１ページをお開き願います。

上から１行目の処理場維持管理業務委託料１億３，６３２万５，０００円は、終末処理場の維持管理業務委託料であります。この中には人件費１８名分が含まれております。

その下の２、公共下水道管渠維持管理事業の中の修繕料９９１万６，０００円でありますが、汚水桝やマンホールの段差によるつまずきや車両破損事故が発生しますので、その防止のため、マンホール等の切り下げの修繕を８６カ所実施するための修繕料であります。

二つ下の管渠清掃委託料５５１万９，０００円は、昨年に引き続き、南町の東地区、東町、三橋町などの汚水管の延長９，８００メートルの管渠の点検及び清掃であります。

次に、３目、公共下水道建設事業の業務等委託料の中の下水道全体計画・事業計画変更業務委託料１，３２０万８，０００円は、総合計画が策定されたことから、下水道計画との整合性を図る目的と施設の老朽化に対応した施設整備を行うため、下水道の全体計画と事業計画を見直すもので、この計画策定は補助事業の要件にもなっております。

下水道長寿命化計画管渠策定委託料１，５２８万８，０００円とその下の同じく長寿命化計画処理場策定委託料１，４１４万４，０００円は、老朽化の進む管渠及び処理場の計画的な補修や更新を行うための計画を策定するものであります。

終末処理場水処理設備機械設備更新工事８，６５２万円と電気設備更新工事１億８，７９５万５，０００円の内容につきましては、後ほど予算工事関係参考資料で御説明申し上げます。

次に、４６２ページ、４６３ページは、公共下水道事業の元金利子の償還金、その次の４６４ページ、４６５ページは予備費であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、４４４ページ、４４５ページをお開き願います。

２、歳入、１款１項１目、下水道受益者負担金等３３万２，０００円でありますが、昨年から継続して納付されております４名４件分の受益者負担金であります。

その下、２目、一般会計負担金２，３３０万３，０００円は、し尿処理を下水道処理場で行っておりますので、その費用について一般会計に負担を求めているものであります。

その下、３目、個別排水処理特別会計負担金２１２万５，０００円は、個別排水処理会計事務の一部を下水道事業で行っていることから、人件費の一部、４０％相当分の負担を求めているものであります。

次の４４６ページ、４４７ページをお開き願います。

下水道使用料３億７，８９８万２，００

０円であります。２７年度の実績見込みで計上しているところであります。

次の４４８ページ、４４９ページをお開き願います。

公共下水道費国庫補助金１億７，０８１万６，０００円であります。この内訳でありますが、業務委託に係る補助金が４業務で、補助率２分の１で２，４８５万６，０００円、工事請負に係る補助金が２工事補助率１０分の５．５で１億５，０９６万円、合わせて１億７，５８１万６，０００円であります。

次に、４５０ページ、４５１ページをお開き願います。

一般会計繰入金３億８，４４３万７，０００円は、下水道事業の財源不足を一般会計から繰り入れて補うものであります。

次のページの繰越金、その次の諸収入については省略させていただきます。

４５６ページ、４５７ページの町債でありますが、「第２表　地方債」で町債の説明をさせていただきましたので、説明は省略させていただきます。

続きまして、予算工事関係参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の５ページをお開き願います。図面の参考資料でございます。

公共下水道建設事業でございます。下水道の整備から４０年が経過し、施設の老朽化に伴うふぐあいに対応するため、下水道長寿命化計画を策定して、平成２５年度から平成２９年度までの５カ年をかけて、処理場の機械・電気設備の更新工事を行っております。

終末処理場一般平面図の下側に黒枠斜線で表示しております箇所が、平成２８年度に施工する箇所であります。処理場の水処理設備の反応タンク、最終沈殿池設備の機械設備と水処理設備の電気設備の更新工事を行うもので、特定財源といたしまして、国庫支出金、補助率１００分の５５、残りに対しては公営企業債１００％が充当されます。

公共下水道事業については以上でございます。

次に、４７５ページをお開き願います。

議案第４３号平成２８年度美幌町個別排水処理特別会計予算について御説明申し上げます。

平成２８年度美幌町の個別排水処理特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９，０００万５，０００円と定める。

第２号につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債につきましては、「第２表　地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１，０００万円と定める。

次に、４７８ページをお開き願います。

「第２表　地方債」であります。

起債の目的でありますが、個別排水処理施設整備事業、限度額が２，７６０万円であります。今年度は８戸を予定しておりまして、下水道等辺地債、過疎債を併用し、充当率は辺地債と過疎債が７０％の２分の１、下水道債がその残り１００％であります。

次に、歳出から御説明いたしますので、４９４ページ、４９５ページをお開き願います。

３、歳出、１款１項１目、１、個別排水処理事務の負担金の中、公共下水道特別会計負担金２１２万５，０００円でありますが、個別排水処理事務を担当しております職員１名の人件費の４０％を公共下水道会計に支払うものであります。

次に、個別排水処理施設維持管理事業の中、修繕料５４０万７，０００円でありま

すが、浄化槽の上ぶたの交換及びろ過材入れかえやブロアポンプ等の修繕による費用であります。

その下の手数料４１５万６，０００円は、汚泥処理手数料と浄化槽法による水質検査手数料で、平成２７年度以前開始分２８７戸分の手数料であります。

その下、施設維持管理等委託料の中の施設保守点検委託料７７１万３，０００円は、浄化槽法による４カ月ごとに行います保守点検委託料と今年度設置分の保守点検委託料であります。

その下の清掃業務委託料１，０８５万６，０００円は、保守点検時に浄化槽内の汚泥をくみ取り、槽内を洗浄しますが、そのための費用でございます。

３目、１、個別排水処理施設建設事業の中、工事請負費、個別浄化槽設置工事２，９３８万円は、今年度予定をしております５人槽２戸分、７人槽４戸分、１０人槽２戸分の計８戸分の工事費を計上しております。

次の４９６ページ、４９７ページであります。

個別排水処理事業元金償還金を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、４８２ページ、４８３ページをお開き願います。

２、歳入、個別排水処理施設受益者分担金１３７万９，０００円は、今年度予定しております８戸分受益者分担金であります。

次に、４８４ページ、４８５ページをお願いいたします。

個別排水処理施設使用料１，９８２万８，０００円は、平成２７年度までに設置しました２８７戸分と平成２８年度に予定しております８戸分の使用料を計上しております。

その下の検査手数料は、今年度予定しております８戸分の検査手数料であります。

次の４８６ページ、４８７ページをお願いいたします。

一般会計繰入金４，０７４万８，０００円は個別排水処理会計の財源不足を一般会計で補っているものであります。

次のページの繰越金、次の諸収入は、説明を省略させていただきます。

４９２ページ、４９３ページをお開き願います。

詳細につきましては、「第２表　地方債」で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、個別排水処理特別会計を説明させていただきました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

もはや４時近くなりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原　昇君）　したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第２　議案第２３号から議案第４５号まで（継続）

○議長（大原　昇君）　建設水道部長。

○建設水道部長（小西　守君）　予算書の５０５ページをお開き願います。

議案第４４号平成２８年度美幌町水道事業会計予算についてを御説明申し上げます。

総則。第１条、平成２８年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、業務の予定量

は、次のとおりとする。

（１）給水戸数は８，８８０戸でありまして、平成２７年度当初より３９戸増の計上であります。

（２）年間総給水量は２００万８，０００立方メートルでありまして、前年度より６万４，０００立方メートル増の計上であります。

（３）１日平均給水量５，５０１立方メートルでありまして、これも前年度より１７５立方メートル増の計上であります。

（４）主要な建設事業につきましては、資本的収入及び支出で御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出、第３条と、５０６ページの資本的収入及び支出、第４条につきましては、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債。第５条、起債の目的でありますが、初めに、水道管路整備事業、限度額が６，１１０万円であります。

対象工事は配水管新設工事が２路線、配水管布設替え工事が４路線で、計６路線であります。

なお、充当率は企業債１００％であります。

二つ目の水道施設整備事業、限度額が２，８６０万円であります。内容は日並浄水場の計装設備整備工事、東１条南５丁目の高区加圧ポンプ所のフェンス設置工事、田中加圧ポンプ所の計装設備整設備工事、昭野加圧ポンプ所計装設備整設備工事の計４工事であります。

三つ目に、量水器収納筐設置事業、限度額８，１２０万円であります。

平成２４年度から１４年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換整備するもので、平成２８年度は９０５戸分を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、５０７ページでございます。

一時借入金。第６条、一時借入金の限度額は、１億円と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第７条、たな卸資産購入限度額、第８条につきましては、記載のとおりであります。

次に、５０８ページ、５０９ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入であります。

給水収益４億４，０９５万２，０００円でありますが、平成２７年度の実績を踏まえ、増額を見込んでおります。

その下の４目、その他営業収益、３節、雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料２，３６９万１，０００円は、下水道使用料の賦課徴収業務費用を下水道事業特別会計から水道事業会計に受けるものであります。金額の算定は、調定件数割合の４８．３５％であります。

２項、営業外収益の２目、長期前受金戻入５，４０７万１，０００円は、公営企業会計制度見直しにより、みなし償却廃止に伴う固定資産の取得・改良に伴い交付された補助金を収益化した額を計上しております。

次に、５１０ページ、５１１ページ、収益的支出でございます。

原水及び浄水費につきましては、水源地及び浄水場に係る経費を計上しております。

１５節の委託料、日並浄水場運転管理等委託料は、平成２６年度から委託管理を実施しております浄水場運転管理等業務委託料を２，９８０万円しております。

次に、５１２ページ、５１３ページをお開き願います。

配水及び給水費につきましては、職員２名の人件費を含む配水池及びポンプ室の維持管理と配水管路の維持管理の予算計上をしております。

前年に比較して４３９万３，０００円の減額は、材料費の量水器取替用材料費、量

水器メーター取りかえ戸数の減少によるものであります。

次に、５１４ページ、５１５ページをお開き願います。

業務費であります。この費目は、水道使用料の徴収に携わる営業担当職員４名分と臨時職員１名分の人件費、検針経費、また電算事務の経費を計上しております。

前年に比較して２０６万８，０００円の増は、主に職員給与費の増によるものであります。

次に、下の段の４目、総係費でありますが、建設水道部長の３カ月分の給与と水道主幹の人件費を予算化しております。前年に比較して２，３４５万４，０００円の減額でありますが、次の５１６ページ、５１７ページの上段の委託料、水道施設耐震診断調査委託料の減であります。この調査は、２７年度から２カ年で実施するもので、昨年は水源地と浄水場、田中配水池までを実施しております。２８年度は、東２条南５丁目にある高区配水池の施設耐震診断を実施するもので、対象施設の減による減であります。

その下の３３節、貸倒引当金繰入金８３万６，０００円は、平成２７年度末に予定している不納欠損金の予定額で、金銭債権について、次期以降の貸し倒れ額として計上されるものであります。

その下の５目、有形固定資産減価償却費の中の一番下のリース資産５６１万４，０００円は、管路管理システム・企業会計システム・水道料金システムの割賦払い金をリース資産として計上しております。

２目の営業外費用には、企業債償還利息３，３５２万５，０００円とリース資産利息の１５万円を計上しております。

次の５１８ページ、５１９ページをお願いいたします。

雑費としまして、過年度還付金２０万円、予備費として５万円を計上しております。

次に、５２０ページ、５２１ページをお開き願います。

資本的収入でございます。企業債１億７，０９０万円でありますが、第５条企業債のところで御説明させていただきましたので、省略させていただきます。

その下、２項１目、簡易水道等施設整備事業実施区域水道施設分担金は、豊幌地区の給水を受けようとする世帯を想定し、１件分の２００万円を計上しております。

次に、５２２ページ、５２３ページをお開き願います。

このページの中ほどにあります２３節工事請負費、水道管路整備事業につきましては、後ほど、予算工事関係参考資料で御説明させていただきます。

水道施設整備事業について御説明させていただきますが、２，８６０万円の中身でございます。１点目は、日並浄水場の平成１０年に整備しました濁度計の更新と平成４年に更新した送水流量計の更新で、工事費は８４０万円を予定しております。

２点目は、東１条南５丁目の高区加圧ポンプ所の老朽化した外構フェンスの張りかえ工事で、９１０万円を予定しております。

３点目は、田中加圧ポンプ所の平成１０年に整備しました水位計２基の更新で、工事費は３２０万円を予定しております。

４点目は、昭野加圧ポンプ所の平成１０年に整備しました遠隔通信設備の更新工事で、７９０万円を予定しております。

いずれも、特定財源充当につきましては、企業債で充当率１００％であります。

その下の簡易水道等施設整備事業は、先ほど申し上げました豊幌地区で新規に設備をする方がおられる場合を想定しまして、１戸分を計上しております。

その下の業務設備費の中の量水器筐取替費８，１２３万４，０００円でありますが、９０５戸分の設置委託と量水器収納筐代を計上しております。

その下の資産購入費のリース資産８９８万２，０００円は、債務負担行為で購入している管路管理システム等の費用を計上しております。

その下の企業債償還金１億４，４２８万３，０００円は、財務省、公営企業、金融企業及び市中銀行から借り入れている償還残金であります。

続きまして、工事関係参考資料で工事箇所を御説明させていただきますので、工事の参考資料の６ページをお開き願います。

地図番号１番、図面の下に当たりますが、大通南４丁目・５丁目、町道２６２号道路の配水管新設工事であります。道路の改良工事にあわせて、ポリエチレン管管径１００ミリ、延長２６５メートルの配水管を新設するものであります。

次に、地図番号２番、図面下の右に当たりますが、東４条南４丁目、町道２６９号の配水管新設工事であります。ポリエチレン管管径５０ミリ、延長１５０ミリの配水管を新設するものであります。

次に、地図番号３、図面左側に当たりますが、仲町２丁目、町道２０２号道路の昭和５５年布設のダクタイル鋳鉄管布設替工事でありまして、ダクタイル鋳鉄管管径１００ミリ、延長８５メートルの布設替工事を行うものであります。

次に、地図番号４、図面右側中ほどに当たりますが、三橋南、町道２号及び８号道路の昭和５２年布設の塩ビ管の老朽管布設替工事であります。ダクタイル鋳鉄管管径１００ミリ、延長１６４メートルの布設替工事であります。

次に、図面番号５番、図面右上に当たりますが、三橋町２丁目、町道第３１７号及び３１９号道路の昭和４５年と５０年の布設塩ビ管の老朽管布設替工事であります。ポリエチレン管管径５０ミリ、延長１７５メートル、ダクタイル鋳鉄管管径７５ミリ、延長１００メートルとする布設替工事であります。

最後に、地図番号６番、図面右上のその下に当たりますが、三橋町１丁目、町道第３１７号道路の昭和４４年布設の塩ビ管老朽管の布設替工事で、ポリエチレン管管径５０ミリ、延長１６５メートルとする布設替工事であります。

なお、充当財源は企業債で、充当率は１００％でございます。

以上、御説明させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原　昇君）　病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君）　議案書は２１６ページでございます。

議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の５３７ページをお開き願います。

新年度の予算計上では、経常経費のほか、収益的収支で常勤医師１名の採用と看護師及び介護福祉士の採用を見込んだ予算と、資本的収支では、病棟冷房設備の設置、ＭＲＩ装置の更新など、医療機器の購入に必要な予算の計上を行ったところでございます。

第１条、平成２８年度美幌町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量及び第３条の収益的収入及び支出の予定額は、記載のとおり定め、詳細につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、５３８ページ、５３９ページをお開き願います。

第４条の資本的収入及び支出の予定額は、記載のとおり定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額８，４７８万５，０００円は、過年度分損益勘定留保資金で補塡するものでございます。

詳細につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第５条の企業債につきましては、病棟冷房設備設置工事及び医療機器更新等事業の

ため、起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

この起債につきましては、元利償還金の２分の１の４５％が交付税措置されるものでございます。

第６条の一時借入金は、一時借入金の限度額を定め、第７条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費、交際費の額をそれぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第８条の他会計からの補助金は、一般会計からの補助金につきましては、それぞれ地方公営企業会計に対するルール分の補助として繰り入れを、国保会計の直診施設健康管理事業補助金は、病院が実施する健康管理事業に対する補助金として計上するものでございます。

第９条では、たな卸資産の購入限度額を記載のとおり定め、第１０条の重要な資産の取得は、予定価格が７００万円を超える医療機器の購入のため、ＭＲＩ装置一式ほか、記載の医療機器等について定めるものでございます。

次に、５４０ページ、５４１ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。

医業収益では、入院及び外来収益として、医師１名の増員を見込んだ収益を計上し、年間患者数１日１人当たりの収益の見込みは記載のとおりでございます。

その他、医業収益のうち、公衆衛生活動収益として、町が実施する体力向上教室の講師として理学療法士を派遣する指導料を新規に計上しているほか、一般会計負担金は地方公営企業会計に対するルール分の繰り入れを計上し、その他の収益はそれぞれ記載のとおり所要額を計上しております。

次に、５４２ページ、５４３ページをお開き願います。

医業外収益でございます。一般会計補助金と国保会計補助金につきましては、第８条で説明の補助金を計上してございます。

一般会計負担金については、地方公営企業会計に対するルール分の繰り入れを計上しており、そのうち、平成２８年度の不採算地区病院の運営に要する経費につきましては、７，５０２万２，０００円を繰り入れるものでございます。

長期前受金戻入は、補助金等により取得した固定資産の減価償却見合い分を収益として計上し、その他の収益では、町職員のストレスチェックに従事する医師の面談業務受託料を新規に計上するものでございます。

それ以外の収益につきましては、記載のとおり所要額を計上してございます。

次に、５４４ページ、５４５ページをお開き願います。

医業費用でございます。給料及び手当等は、医師給与は新規採用の医師１名を含む１１名の計上を行い、医師以外の給与では、看護師の増員と介護福祉士の新規採用を含めて予算計上を行ってございます。

また、手当等及び法定福利費の中で三角として予算から減じている金額につきましては、会計制度改正による６月手当に係る前年度の賞与引当金でございます。

賞与引当金繰入額については、翌年度、６月手当支給に係る引当金相当額を計上するものでございます。

賃金につきましては、臨時医師賃金の所要額を、臨時職員につきましては新規に准看護師２名、看護補助者１名、助手２名、事務職１名を含めた全体で４３名の計上となっております。

材料費のうち薬品費、診療材料費は、それぞれ所要の額を計上してございます。

次に、５４６ページ、５４７ページをお開き願います。

医療消耗備品費から保険料まで、各項目とも所要額を計上してございます。

次に、５４８ページ、５４９ページをお開き願います。

委託料の一番下のストレスチェック委託料につきましては、町が実施するストレスチェックの対象として、病院職員につきましても同様に実施することから、病院職員分の所要額として新規に計上するものでございます。

手数料につきましては、４月１日採用の常勤及び非常勤の内科医師採用に係る紹介手数料を、さらに、紹介会社を通じた看護師確保対策を図るため、看護師４名の紹介手数料を新規に計上してございます。

その下の診療費等収納事務手数料は、診療費支払いの利便性向上のためクレジットカード払い、コンビニ収納手数料を新規に計上するものでございます。

それ以外の費用につきましては、それぞれ所要額を計上してございます。

次に、５５０ページ、５５１ページをお開き願います。

減価償却費から医業外費用の支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、それぞれ所要額を計上してございます。

次に、５５２ページ、５５３ページをお開き願います。

雑損失及び消費税につきましては、それぞれ所要額を計上するものでございます。

５５４ページ、５５５ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入では、一般会計出資金として地方公営企業会計に対する繰り入れ基準による企業債元金償還分の繰り入れを、企業債につきましては、病棟冷房設備設置工事及び医療機器更新等事業の財源充当のため記載のとおり計上し、一般会計負担金は、医療機器のリース資産に該当する医療機器の元金利息を計上するものでございます。

次に、５５６ページ、５５７ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

建設改良費のうち工事請負費につきましては、２階、３階病棟における感染症対策及び入院患者の暑さ対策として冷房設備を設置するための費用を計上するほか、有形固定資産購入費には、医療機器の更新など第１０条に定める診療用医療備品のほか、必要な機器の購入のための所要額を計上するものでございます。

リース資産購入費は、医療機器などをリース資産の償還金でございます。

企業債償還金は、企業債の償還元金分を計上するものでございます。

以上、御説明しましたので、よろしくお願い申し上げます。

◎延会の議決

○議長（大原　昇君）　お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○議長（大原　昇君）　本日はこれで延会いたします。

午後　４時１７分　延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員